

長浜市民交流センタートイレ改修工事				設計図		令和5年9月	
I 工事概要							
1. 工事場所 長浜市地福寺町							
2. 敷地面積							
3. 工事種目							
NO. 名称 工種 構造 床面積 (㎡) 延面積 備考							
1							
2							
3							
4							
5							
6							
4. 概要説明 市民交流センターの1階中央トイレ及び2階北側トイレの全面改修							
5. 別途工事							
II 建築改修工事仕様							
1. 共通仕様							
図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁官務部監修の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）」（以下、「改修仕様」という。）により、また、改修仕様に記載されていない事項は「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）」（以下、「仕様」という。）による。							
2. 特記仕様							
(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。							
(2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。							
○印の付かない場合は、●印の付いたものを適用する。							
○印と●印の付いた場合は、共に適用する。							
(3) 特記事項に記載の() 内表示番号は、改修仕様の当該項目、当該図又は当該表を示す。							
(4) 特記事項に記載の() 内表示番号は、仕様の当該項目、当該図又は当該表を示す。							
章 項目		特記事項					
① 一般共通事項	① 施工基準	本工事は、長浜市建設工事執行規則に基づき、工事請負契約書及び同約款を遵守し、現場説明書、現場説明に対する質問回答書、本特記仕様書を含む図面、仕様及び改修仕様により完全に施工する。(1.3, 11)					
	② 工事実績情報の登録 (CORINS)	上記相互間に相違のある場合の優先順位は、記載の順序とする。(1.1, 1)					
	③ 提出図書	●施工計画書 提出部数 ●1部 ●施工図 提出部数 ●1部 (1.2, 2) ●完成図 提出部数 ●2部 (A3版縮小製本及び電子媒体) (1.9, 2) ●安全に関する資料 提出部数 ●2部 ●部 (1.9, 3) 次に指定する工程・作業は指定の日時に行うこと。(1.3, 5)					
	④ 施工条件	工程・作業 指定日時					
	⑤ 公害対策	工事着手前に付託の状況を調査し、騒音、振動、塵埃の発生、土壌汚染、排水汚染等公害発生のなきよう、工事竣工まで万全の対策を講ずること。(1.3, 11)					
	⑥ 産業廃棄物の処理	請負人は、産業廃棄物を適正に処理するにあたり下記事項を含め、事前に監督職員に施工計画書を提出して承認を受けること。 (1) 本工事に使用する特定建設資材及び排出する特定建設資材産業廃棄物については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」を厳守し、分別解体及び再資源化等実施すること。 (2) 「資源の有効な利用の促進に関する法律」（リサイクル法）及び建設副産物適正処理推進要綱を厳守し、建設副産物の発生抑制および再利用の促進に努めること。また再生資源利用（促進）計画書および同実施書を作成し速やかに報告すること。 (3) 請負人は「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を厳守し、同法第12条の3によるマニフェストシステムにより的確に実施すること。(1.3, 11) ●横断出透切処理 指定() ヶ所					
	⑦ 養生材の処理等	●大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則、その他石綿処理に関する法令等に基づき実施すること。また、調査結果を石綿事前調査結果報告システム等を使用し報告を行うこと。					
	⑧ 石綿含有建材の事前調査制度	1. 調査範囲、既存結果を石綿含有建材の調査報告書の資料等は、下記による。 なお、分析による石綿含有の調査を行う場合は、「建材中の石綿含有率の方法について」（平成18年8月21日 基発第0821002号、最終改正 平成28年4月13日 基発第3号）に基づき方法により、分析方法は特記による。 調査範囲 ○当該施工範囲 ●図示 貸与書類 ●建設当初図面 ●石綿調査報告書 分析方法 ●JIS に規定されている定性分析方法にて行うこと。 ●JIS に規定されている定性分析を行った上定量分析を行うこと。 採取様本 ●1ヶ所 ●1ヶ所					
	⑨ 養生材の処理等	2. 調査は、目視、設計図書、石綿含有の有無の調査報告等により確認し、調査結果をとりまとめ監督職員に提出すること。 3. 調査結果は公衆の見やすい場所に作業開始前に掲示すること。 掲示版サイズ : A3サイズ (42.0cm×29.7cm) 以上 4. 調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督職員と協議する。(1.5, 1)					
	⑩ 養生材の処理等	9 施工調査 工事着手前に先立ち、施工調査を行い報告すること。(1.6, 1)					
② 仮設工事	10 仮設工事	調査範囲 調査方法 ●目視調査 ●打診調査					
	10 仮設工事	適用工事種別 作業種別 (1.7, 2)					
	10 仮設工事	仮設工事 ●とび					
	10 仮設工事	防水工事 ●アスファルト防水 ●改質アスファルトシート工法 ●アクアゴム系塗膜防水 ●ウレタンゴム系塗膜防水 ●塩化ビニルシート防水 ●合成ゴム系シート防水 ●セメント系防水 ●FRP防水 ●シーリング防水					
	10 仮設工事	タイル工事 ●タイル張り					
	10 仮設工事	木工事 ●大工					
	10 仮設工事	屋根及びといた工事 ●内外装板金 ●スレート工事					
	10 仮設工事	金属工事 ●鋼製下地 ●内外装板金					
	10 仮設工事	左官工事 ●左官					
	10 仮設工事	塗装工事 ●建築塗装					
10 仮設工事	内装工事 ●プラスチック系床仕上げ ●カーペット系床仕上げ ●ボード仕上げ ●壁装						
① 一工程報告	一工程報告書の提出 ○不要 ●解体 ●防水改修 ●外壁改修 ●耐震改修 ●各工程毎 (1.7, 4)						
12 化学物質の濃度測定	施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、(1.7, 9) スチレン、パラジクロロベンゼンの濃度をパッシブ法にて測定し、報告すること。 また、基準値を満たさない場合は、対策を講じたのち再測定を行うこと。						
13 取扱説明書の作成	測定箇所 ●箇所 ●図示 竣工引渡し時に取扱説明書等必要書類を必要部数作成し、ファイリングして提出すること。(1.7, 3) (部数、詳細については、監督職員の指示による。)						

14 施工体制	受注者は、公共工事入札契約適正化法に基づき施工体制台帳の写しを提出すること。 また、市担当者から施工体制の点検を求められたら対応し、指摘がある場合は是正すること。 イ「長浜市現場代理人の常駐に関する運用基準」に従い、現場代理人を決定し届け出ること。 ロ 現場代理人は、請負人と直接の雇用関係を証するもの（健康保険証の写し等）を「現場代理人等属」に添付すること。また、「現場代理人等変更届」も同様とする。 ハ 主任（監理）技術者も同様の確認を受けなければならない。 ニ 現場代理人と主任技術者または監理技術者を兼ねることができる。				
15 現場代理人等	イ「長浜市現場代理人の常駐に関する運用基準」に従い、現場代理人を決定し届け出ること。 ロ 現場代理人は、請負人と直接の雇用関係を証するもの（健康保険証の写し等）を「現場代理人等属」に添付すること。また、「現場代理人等変更届」も同様とする。 ハ 主任（監理）技術者も同様の確認を受けなければならない。 ニ 現場代理人と主任技術者または監理技術者を兼ねることができる。				
16 工事写真	区分 撮影箇所 提出部数 備考 着工前、完成 ●3 ●6 ●15 ●30 3 同じ位置で撮影すること。 工事中 1 必要に応じて撮影すること。 定期提出 代表的な出来高の部分 1 工事月報用				
17 竣工写真	工事写真の撮影要領は、「工事写真撮影ガイドブック・建築工事編」(国土交通省大臣官庁官務部監修)による。 竣工写真はキャビネットカラープリントによる写真を製本し、また、画像データを電子媒体で各1部提出すること。 各種下請業者、製造所等市内で供給出来るものについては、随分市内業者を選定すること。 受注者は工事の内容に応じた火災保険、建設工事組立保険等を工事目的物に付すとともに、第三者等への損害についても補償する保険に加入すること。 本工事において、受注者は法定外の労務保険に付さなければならない。				
18 下請業者等の選定	受注者は、施工に先立ち地元自治会、近隣住人等に工事施工内容の説明を行うこと。 受注者は、工事の着手前および完了後に、図示部分の近隣家屋調査を実施し、工事に起因する損傷等の有無を確認すること。万一、損傷が生じた場合は請負人の責任において現状に復旧すること。 また、受注者が自ら必要と思われる図示以外の近隣家屋・工作物等についても調査を行うこと。 工事着手前に製本を作成し、監督職員に提出すること。 A3サイズ 2部数				
19 保険等の付与及び事故の補償	受注者は、施工に先立ち地元自治会、近隣住人等に工事施工内容の説明を行うこと。 受注者は、工事の着手前および完了後に、図示部分の近隣家屋調査を実施し、工事に起因する損傷等の有無を確認すること。万一、損傷が生じた場合は請負人の責任において現状に復旧すること。 また、受注者が自ら必要と思われる図示以外の近隣家屋・工作物等についても調査を行うこと。 工事着手前に製本を作成し、監督職員に提出すること。 A3サイズ 2部数				
20 保険の付与及び事故の補償	受注者は、施工に先立ち地元自治会、近隣住人等に工事施工内容の説明を行うこと。 受注者は、工事の着手前および完了後に、図示部分の近隣家屋調査を実施し、工事に起因する損傷等の有無を確認すること。万一、損傷が生じた場合は請負人の責任において現状に復旧すること。 また、受注者が自ら必要と思われる図示以外の近隣家屋・工作物等についても調査を行うこと。 工事着手前に製本を作成し、監督職員に提出すること。 A3サイズ 2部数				
21 地元説明会	受注者は、施工に先立ち地元自治会、近隣住人等に工事施工内容の説明を行うこと。 受注者は、工事の着手前および完了後に、図示部分の近隣家屋調査を実施し、工事に起因する損傷等の有無を確認すること。万一、損傷が生じた場合は請負人の責任において現状に復旧すること。 また、受注者が自ら必要と思われる図示以外の近隣家屋・工作物等についても調査を行うこと。 工事着手前に製本を作成し、監督職員に提出すること。 A3サイズ 2部数				
22 近隣家屋の調査	受注者は、施工に先立ち地元自治会、近隣住人等に工事施工内容の説明を行うこと。 受注者は、工事の着手前および完了後に、図示部分の近隣家屋調査を実施し、工事に起因する損傷等の有無を確認すること。万一、損傷が生じた場合は請負人の責任において現状に復旧すること。 また、受注者が自ら必要と思われる図示以外の近隣家屋・工作物等についても調査を行うこと。 工事着手前に製本を作成し、監督職員に提出すること。 A3サイズ 2部数				
23 設計図の製本	設計図面に明記なくとも機能上、構造上当然認められる軽微な変更および追加工事においては、請負金額の増減対象としない。				
24 軽微な変更	請負金額の増減対象としない。				
25 不当介入に関する通報制度	1. 受注者は暴力団員等による不当介入(不当な要求又は業務の妨害)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。 2. 受注者は前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書により、監督職員に報告するものとする。また、請負人は、以下のことについて、下請負人(再委託の請負者を含む)に対して、十分に指導を行うものとする。 3. 受注者は暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工務等に損害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 請負人は、建設業法に定める専任の技術者の任命を行い、現場に派遣し技術管理にあたらせること。 雇主に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。 各種検査を必要とするもの、責任施工のもの等は、各合格書又は保証書およびその写し1部を提出すること。なお、責任施工のものは、請負契約書・施工下請業者・材料製造所の連名等とする。 各設備工事によるコンクリート部分の梁、床、壁の再補強及び仕上げ部分、経路敷天井下地、同層下地の開口部補強は建築工事とする。 工事車両の出入りについては、速度制限を厳守し、危険防止に努めること。また、必要に応じて交通整理員を配置するとともに、近隣家屋に騒音、振動等の公害が発生しないよう配慮し、工事全般に万全の対策を講ずること。また、施設運営についても担当者と協議を行い、支障のないよう努めること。 ・ 別添設計図書・配置図等により示された仮設計図を参考に、請負人にて構造、施工方法について十分検討のうえ、関係法令にない安全堅固に設置すること。 労働安全衛生法第30条第2項の総合安全衛生管理業務者には、(●建築工事 ●電気設備工事 ●機械設備工事)の請負人を指名すること。 シンナー等については、工事現場に放置することなく、保管を厳重に行い盗難を防止するとともに、保管数量についても、作業前、作業終了後の確認等確実な管理を行うものとする。 喫煙等については一定の場所を指定し、火元責任者を配置すること。 請負人は過積載等の違法運行禁止を図るため、道路交通法を遵守する旨を記載した施工計画書を提出すること。 請負人は、「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成13年国土交通省告示第467号）」に基づき指定された建設機械（97ラトル）を使用すること。 ●図示 ●監督職員が現場にて決定する。 請負人は電圧法を遵守し、不法無線局を搭載した工事車両を使用しないものとし、工事現場において、不法無線局を搭載していると疑わしい車両を発見したときは、速やかに監督員にその旨を報告すること。 パリアフリー化にあたっては、「だれもが住みかくなる福祉資財のまちづくり条例」を遵守すること。 請負人は、別途施工する電気・機械設備工事の業者間で互いに連絡を取り、定期的な協議を行い、工事施工上の調整を図ること。また、工事区分の取り合ひについて図示がある場合においても、施工時に必要に応じて協議を行い連絡を密にすること。 再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）を厳守し、分別解体及び再資源化等実施すること。 (事前届出も含む)また、届出の費用は請負者の負担とする。 本工事における百公斤の各種資材および完了にかかる消防設備、すべての法的規制は受注者にて行うものとする。また、その費用(手数料料)は一切受注者負担とする。 受注者は、施工計画書の作成にあたり、「その他の」事項として新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を記載するものとする。 必要と認められる拡大防止対策のうち共通仮設および現場管理の範囲を超え、受注者が追加で費用を要する拡大防止対策を行う場合は、受注者側で設計変更の協議を行うこととする。 協議における資料は受注者の負担により作成するものとする。				
26 技術管理	請負人は、建設業法に定める専任の技術者の任命を行い、現場に派遣し技術管理にあたらせること。 雇主に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。 各種検査を必要とするもの、責任施工のもの等は、各合格書又は保証書およびその写し1部を提出すること。なお、責任施工のものは、請負契約書・施工下請業者・材料製造所の連名等とする。 各設備工事によるコンクリート部分の梁、床、壁の再補強及び仕上げ部分、経路敷天井下地、同層下地の開口部補強は建築工事とする。 工事車両の出入りについては、速度制限を厳守し、危険防止に努めること。また、必要に応じて交通整理員を配置するとともに、近隣家屋に騒音、振動等の公害が発生しないよう配慮し、工事全般に万全の対策を講ずること。また、施設運営についても担当者と協議を行い、支障のないよう努めること。 ・ 別添設計図書・配置図等により示された仮設計図を参考に、請負人にて構造、施工方法について十分検討のうえ、関係法令にない安全堅固に設置すること。 労働安全衛生法第30条第2項の総合安全衛生管理業務者には、(●建築工事 ●電気設備工事 ●機械設備工事)の請負人を指名すること。 シンナー等については、工事現場に放置することなく、保管を厳重に行い盗難を防止するとともに、保管数量についても、作業前、作業終了後の確認等確実な管理を行うものとする。 喫煙等については一定の場所を指定し、火元責任者を配置すること。 請負人は過積載等の違法運行禁止を図るため、道路交通法を遵守する旨を記載した施工計画書を提出すること。 請負人は、「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成13年国土交通省告示第467号）」に基づき指定された建設機械（97ラトル）を使用すること。 ●図示 ●監督職員が現場にて決定する。 請負人は電圧法を遵守し、不法無線局を搭載した工事車両を使用しないものとし、工事現場において、不法無線局を搭載していると疑わしい車両を発見したときは、速やかに監督員にその旨を報告すること。 パリアフリー化にあたっては、「だれもが住みかくなる福祉資財のまちづくり条例」を遵守すること。 請負人は、別途施工する電気・機械設備工事の業者間で互いに連絡を取り、定期的な協議を行い、工事施工上の調整を図ること。また、工事区分の取り合ひについて図示がある場合においても、施工時に必要に応じて協議を行い連絡を密にすること。 再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）を厳守し、分別解体及び再資源化等実施すること。 (事前届出も含む)また、届出の費用は請負者の負担とする。 本工事における百公斤の各種資材および完了にかかる消防設備、すべての法的規制は受注者にて行うものとする。また、その費用(手数料料)は一切受注者負担とする。 受注者は、施工計画書の作成にあたり、「その他の」事項として新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を記載するものとする。 必要と認められる拡大防止対策のうち共通仮設および現場管理の範囲を超え、受注者が追加で費用を要する拡大防止対策を行う場合は、受注者側で設計変更の協議を行うこととする。 協議における資料は受注者の負担により作成するものとする。				
27 特殊な材料の工法	請負人は、建設業法に定める専任の技術者の任命を行い、現場に派遣し技術管理にあたらせること。 雇主に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。 各種検査を必要とするもの、責任施工のもの等は、各合格書又は保証書およびその写し1部を提出すること。なお、責任施工のものは、請負契約書・施工下請業者・材料製造所の連名等とする。 各設備工事によるコンクリート部分の梁、床、壁の再補強及び仕上げ部分、経路敷天井下地、同層下地の開口部補強は建築工事とする。 工事車両の出入りについては、速度制限を厳守し、危険防止に努めること。また、必要に応じて交通整理員を配置するとともに、近隣家屋に騒音、振動等の公害が発生しないよう配慮し、工事全般に万全の対策を講ずること。また、施設運営についても担当者と協議を行い、支障のないよう努めること。 ・ 別添設計図書・配置図等により示された仮設計図を参考に、請負人にて構造、施工方法について十分検討のうえ、関係法令にない安全堅固に設置すること。 労働安全衛生法第30条第2項の総合安全衛生管理業務者には、(●建築工事 ●電気設備工事 ●機械設備工事)の請負人を指名すること。 シンナー等については、工事現場に放置することなく、保管を厳重に行い盗難を防止するとともに、保管数量についても、作業前、作業終了後の確認等確実な管理を行うものとする。 喫煙等については一定の場所を指定し、火元責任者を配置すること。 請負人は過積載等の違法運行禁止を図るため、道路交通法を遵守する旨を記載した施工計画書を提出すること。 請負人は、「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成13年国土交通省告示第467号）」に基づき指定された建設機械（97ラトル）を使用すること。 ●図示 ●監督職員が現場にて決定する。 請負人は電圧法を遵守し、不法無線局を搭載した工事車両を使用しないものとし、工事現場において、不法無線局を搭載していると疑わしい車両を発見したときは、速やかに監督員にその旨を報告すること。 パリアフリー化にあたっては、「だれもが住みかくなる福祉資財のまちづくり条例」を遵守すること。 請負人は、別途施工する電気・機械設備工事の業者間で互いに連絡を取り、定期的な協議を行い、工事施工上の調整を図ること。また、工事区分の取り合ひについて図示がある場合においても、施工時に必要に応じて協議を行い連絡を密にすること。 再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）を厳守し、分別解体及び再資源化等実施すること。 (事前届出も含む)また、届出の費用は請負者の負担とする。 本工事における百公斤の各種資材および完了にかかる消防設備、すべての法的規制は受注者にて行うものとする。また、その費用(手数料料)は一切受注者負担とする。 受注者は、施工計画書の作成にあたり、「その他の」事項として新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を記載するものとする。 必要と認められる拡大防止対策のうち共通仮設および現場管理の範囲を超え、受注者が追加で費用を要する拡大防止対策を行う場合は、受注者側で設計変更の協議を行うこととする。 協議における資料は受注者の負担により作成するものとする。				
28 各種検査合格書等	請負人は、建設業法に定める専任の技術者の任命を行い、現場に派遣し技術管理にあたらせること。 雇主に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。 各種検査を必要とするもの、責任施工のもの等は、各合格書又は保証書およびその写し1部を提出すること。なお、責任施工のものは、請負契約書・施工下請業者・材料製造所の連名等とする。 各設備工事によるコンクリート部分の梁、床、壁の再補強及び仕上げ部分、経路敷天井下地、同層下地の開口部補強は建築工事とする。 工事車両の出入りについては、速度制限を厳守し、危険防止に努めること。また、必要に応じて交通整理員を配置するとともに、近隣家屋に騒音、振動等の公害が発生しないよう配慮し、工事全般に万全の対策を講ずること。また、施設運営についても担当者と協議を行い、支障のないよう努めること。 ・ 別添設計図書・配置図等により示された仮設計図を参考に、請負人にて構造、施工方法について十分検討のうえ、関係法令にない安全堅固に設置すること。 労働安全衛生法第30条第2項の総合安全衛生管理業務者には、(●建築工事 ●電気設備工事 ●機械設備工事)の請負人を指名すること。 シンナー等については、工事現場に放置することなく、保管を厳重に行い盗難を防止するとともに、保管数量についても、作業前、作業終了後の確認等確実な管理を行うものとする。 喫煙等については一定の場所を指定し、火元責任者を配置すること。 請負人は過積載等の違法運行禁止を図るため、道路交通法を遵守する旨を記載した施工計画書を提出すること。 請負人は、「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成13年国土交通省告示第467号）」に基づき指定された建設機械（97ラトル）を使用すること。 ●図示 ●監督職員が現場にて決定する。 請負人は電圧法を遵守し、不法無線局を搭載した工事車両を使用しないものとし、工事現場において、不法無線局を搭載していると疑わしい車両を発見したときは、速やかに監督員にその旨を報告すること。 パリアフリー化にあたっては、「だれもが住みかくなる福祉資財のまちづくり条例」を遵守すること。 請負人は、別途施工する電気・機械設備工事の業者間で互いに連絡を取り、定期的な協議を行い、工事施工上の調整を図ること。また、工事区分の取り合ひについて図示がある場合においても、施工時に必要に応じて協議を行い連絡を密にすること。 再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）を厳守し、分別解体及び再資源化等実施すること。 (事前届出も含む)また、届出の費用は請負者の負担とする。 本工事における百公斤の各種資材および完了にかかる消防設備、すべての法的規制は受注者にて行うものとする。また、その費用(手数料料)は一切受注者負担とする。 受注者は、施工計画書の作成にあたり、「その他の」事項として新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を記載するものとする。 必要と認められる拡大防止対策のうち共通仮設および現場管理の範囲を超え、受注者が追加で費用を要する拡大防止対策を行う場合は、受注者側で設計変更の協議を行うこととする。 協議における資料は受注者の負担により作成するものとする。				
29 設備工事との取合	請負人は、建設業法に定める専任の技術者の任命を行い、現場に派遣し技術管理にあたらせること。 雇主に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。 各種検査を必要とするもの、責任施工のもの等は、各合格書又は保証書およびその写し1部を提出すること。なお、責任施工のものは、請負契約書・施工下請業者・材料製造所の連名等とする。 各設備工事によるコンクリート部分の梁、床、壁の再補強及び仕上げ部分、経路敷天井下地、同層下地の開口部補強は建築工事とする。 工事車両の出入りについては、速度制限を厳守し、危険防止に努めること。また、必要に応じて交通整理員を配置するとともに、近隣家屋に騒音、振動等の公害が発生しないよう配慮し、工事全般に万全の対策を講ずること。また、施設運営についても担当者と協議を行い、支障のないよう努めること。 ・ 別添設計図書・配置図等により示された仮設計図を参考に、請負人にて構造、施工方法について十分検討のうえ、関係法令にない安全堅固に設置すること。 労働安全衛生法第30条第2項の総合安全衛生管理業務者には、(●建築工事 ●電気設備工事 ●機械設備工事)の請負人を指名すること。 シンナー等については、工事現場に放置することなく、保管を厳重に行い盗難を防止するとともに、保管数量についても、作業前、作業終了後の確認等確実な管理を行うものとする。 喫煙等については一定の場所を指定し、火元責任者を配置すること。 請負人は過積載等の違法運行禁止を図るため、道路交通法を遵守する旨を記載した施工計画書を提出すること。 請負人は、「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成13年国土交通省告示第467号）」に基づき指定された建設機械（97ラトル）を使用すること。 ●図示 ●監督職員が現場にて決定する。 請負人は電圧法を遵守し、不法無線局を搭載した工事車両を使用しないものとし、工事現場において、不法無線局を搭載していると疑わしい車両を発見したときは、速やかに監督員にその旨を報告すること。 パリアフリー化にあたっては、「だれもが住みかくなる福祉資財のまちづくり条例」を遵守すること。 請負人は、別途施工する電気・機械設備工事の業者間で互いに連絡を取り、定期的な協議を行い、工事施工上の調整を図ること。また、工事区分の取り合ひについて図示がある場合においても、施工時に必要に応じて協議を行い連絡を密にすること。 再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）を厳守し、分別解体及び再資源化等実施すること。 (事前届出も含む)また、届出の費用は請負者の負担とする。 本工事における百公斤の各種資材および完了にかかる消防設備、すべての法的規制は受注者にて行うものとする。また、その費用(手数料料)は一切受注者負担とする。 受注者は、施工計画書の作成にあたり、「その他の」事項として新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を記載するものとする。 必要と認められる拡大防止対策のうち共通仮設および現場管理の範囲を超え、受注者が追加で費用を要する拡大防止対策を行う場合は、受注者側で設計変更の協議を行うこととする。 協議における資料は受注者の負担により作成するものとする。				
30 安全対策	請負人は、建設業法に定める専任の技術者の任命を行い、現場に派遣し技術管理にあたらせること。 雇主に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。 各種検査を必要とするもの、責任施工のもの等は、各合格書又は保証書およびその写し1部を提出すること。なお、責任施工のものは、請負契約書・施工下請業者・材料製造所の連名等とする。 各設備工事によるコンクリート部分の梁、床、壁の再補強及び仕上げ部分、経路敷天井下地、同層下地の開口部補強は建築工事とする。 工事車両の出入りについては、速度制限を厳守し、危険防止に努めること。また、必要に応じて交通整理員を配置するとともに、近隣家屋に騒音、振動等の公害が発生しないよう配慮し、工事全般に万全の対策を講ずること。また、施設運営についても担当者と協議を行い、支障のないよう努めること。 ・ 別添設計図書・配置図等により示された仮設計図を参考に、請負人にて構造、施工方法について十分検討のうえ、関係法令にない安全堅固に設置すること。 労働安全衛生法第30条第2項の総合安全衛生管理業務者には、(●建築工事 ●電気設備工事 ●機械設備工事)の請負人を指名すること。 シンナー等については、工事現場に放置することなく、保管を厳重に行い盗難を防止するとともに、保管数量についても、作業前、作業終了後の確認等確実な管理を行うものとする。 喫煙等については一定の場所を指定し、火元責任者を配置すること。 請負人は過積載等の違法運行禁止を図るため、道路交通法を遵守する旨を記載した施工計画書を提出すること。 請負人は、「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成13年国土交通省告示第467号）」に基づき指定された建設機械（97ラトル）を使用すること。 ●図示 ●監督職員が現場にて決定する。 請負人は電圧法を遵守し、不法無線局を搭載した工事車両を使用しないものとし、工事現場において、不法無線局を搭載していると疑わしい車両を発見したときは、速やかに監督員にその旨を報告すること。 パリアフリー化にあたっては、「だれもが住みかくなる福祉資財のまちづくり条例」を遵守すること。 請負人は、別途施工する電気・機械設備工事の業者間で互いに連絡を取り、定期的な協議を行い、工事施工上の調整を図ること。また、工事区分の取り合ひについて図示がある場合においても、施工時に必要に応じて協議を行い連絡を密にすること。 再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）を厳守し、分別解体及び再資源化等実施すること。 (事前届出も含む)また、届出の費用は請負者の負担とする。 本工事における百公斤の各種資材および完了にかかる消防設備、すべての法的規制は受注者にて行うものとする。また、その費用(手数料料)は一切受注者負担とする。 受注者は、施工計画書の作成にあたり、「その他の」事項として新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を記載するものとする。 必要と認められる拡大防止対策のうち共通仮設および現場管理の範囲を超え、受注者が追加で費用を要する拡大防止対策を行う場合は、受注者側で設計変更の協議を行うこととする。 協議における資料は受注者の負担により作成するものとする。				
31 総合安全衛生管理業務者	請負人は、建設業法に定める専任の技術者の任命を行い、現場に派遣し技術管理にあたらせること。 雇主に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。 各種検査を必要とするもの、責任施工のもの等は、各合格書又は保証書およびその写し1部を提出すること。なお、責任施工のものは、請負契約書・施工下請業者・材料製造所の連名等とする。 各設備工事によるコンクリート部分の梁、床、壁の再補強及び仕上げ部分、経路敷天井下地、同層下地の開口部補強は建築工事とする。 工事車両の出入りについては、速度制限を厳守し、危険防止に努めること。また、必要に応じて交通整理員を配置するとともに、近隣家屋に騒音、振動等の公害が発生しないよう配慮し、工事全般に万全の対策を講ずること。また、施設運営についても担当者と協議を行い、支障のないよう努めること。 ・ 別添設計図書・配置図等により示された仮設計図を参考に、請負人にて構造、施工方法について十分検討のうえ、関係法令にない安全堅固に設置すること。 労働安全衛生法第30条第2項の総合安全衛生管理業務者には、(●建築工事 ●電気設備工事 ●機械設備工事)の請負人を指名すること。 シンナー等については、工事現場に放置することなく、保管を厳重に行い盗難を防止するとともに、保管数量についても、作業前、作業終了後の確認等確実な管理を行うものとする。 喫煙等については一定の場所を指定し、火元責任者を配置すること。 請負人は過積載等の違法運行禁止を図るため、道路交通法を遵守する旨を記載した施工計画書を提出すること。 請負人は、「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成13年国土交通省告示第467号）」に基づき指定された建設機械（97ラトル）を使用すること。 ●図示 ●監督職員が現場にて決定する。 請負人は電圧法を遵守し、不法無線局を搭載した工事車両を使用しないものとし、工事現場において、不法無線局を搭載していると疑わしい車両を発見したときは、速やかに監督員にその旨を報告すること。 パリアフリー化にあたっては、「だれもが住みかくなる福祉資財のまちづくり条例」を遵守すること。 請負人は、別途施工する電気・機械設備工事の業者間で互いに連絡を取り、定期的な協議を行い、工事施工上の調整を図ること。また、工事区分の取り合ひについて図示がある場合においても、施工時に必要に応じて協議を行い連絡を密にすること。 再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）を厳守し、分別解体及び再資源化等実施すること。 (事前届出も含む)また、届出の費用は請負者の負担とする。 本工事における百公斤の各種資材および完了にかかる消防設備、すべての法的規制は受注者にて行うものとする。また、その費用(手数料料)は一切受注者負担とする。 受注者は、施工計画書の作成にあたり、「その他の」事項として新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を記載するものとする。 必要と認められる拡大防止対策のうち共通仮設および現場管理の範囲を超え、受注者が追加で費用を要する拡大防止対策を行う場合は、受注者側で設計変更の協議を行うこととする。 協議における資料は受注者の負担により作成するものとする。				
32 シンナー等の保管	請負人は、建設業法に定める専任の技術者の任命を行い、現場に派遣し技術管理にあたらせること。 雇主に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。 各種検査を必要とするもの、責任施工のもの等は、各合格書又は保証書およびその写し1部を提出すること。なお、責任施工のものは、請負契約書・施工下請業者・材料製造所の連名等とする。 各設備工事によるコンクリート部分の梁、床、壁の再補強及び仕上げ部分、経路敷天井下地、同層下地の開口部補強は建築工事とする。 工事車両の出入りについては、速度制限を厳守し、危険防止に努めること。また、必要に応じて交通整理員を配置するとともに、近隣家屋に騒音、振動等の公害が発生しないよう配慮し、工事全般に万全の対策を講ずること。また、施設運営についても担当者と協議を行い、支障のないよう努めること。 ・ 別添設計図書・配置図等により示された仮設計図を参考に、請負人にて構造、施工方法について十分検討のうえ、関係法令にない安全堅固に設置すること。 労働安全衛生法第30条第2項の総合安全衛生管理業務者には、(●建築工事 ●電気設備工事 ●機械設備工事)の請負人を指名すること。 シンナー等については、工事現場に放置することなく、保管を厳重に行い盗難を防止するとともに、保管数量についても、作業前、作業終了後の確認等確実な管理を行うものとする。 喫煙等については一定の場所を指定し、火元責任者を配置すること。 請負人は過積載等の違法運行禁止を図るため、道路交通法を遵守する旨を記載した施工計画書を提出すること。 請負人は、「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成13年国土交通省告示第467号）」に基づき指定された建設機械（97ラトル）を使用すること。 ●図示 ●監督職員が現場にて決定する。 請負人は電圧法を遵守し、不法無線局を搭載した工事車両を使用しないものとし、工事現場において、不法無線局を搭載していると疑わしい車両を発見したときは、速やかに監督員にその旨を報告すること。 パリアフリー化にあたっては、「だれもが住みかくなる福祉資財のまちづくり条例」を遵守すること。 請負人は、別途施工する電気・機械設備工事の業者間で互いに連絡を取り、定期的な協議を行い、工事施工上の調整を図ること。また、工事区分の取り合ひについて図示がある場合においても、施工時に必要に応じて協議を行い連絡を密にすること。 再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）を厳守し、分別解体及び再資源化等実施すること。 (事前届出も含む)また、届出の費用は請負者の負担とする。 本工事における百公斤の各種資材および完了にかかる消防設備、すべての法的規制は受注者にて行うものとする。また、その費用(手数料料)は一切受注者負担とする。 受注者は、施工計画書の作成にあたり、「その他の」事項として新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を記載するものとする。 必要と認められる拡大防止対策のうち共通仮設および現場管理の範囲を超え、受注者が追加で費用を要する拡大防止対策を行う場合は、受注者側で設計変更の協議を行うこととする。 協議における資料は受注者の負担により作成するものとする。				
33 火気の管理	請負人は、建設業法に定める専任の技術者の任命を行い、現場に派遣し技術管理にあたらせること。 雇主に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。 各種検査を必要とするもの、責任施工のもの等は、各合格書又は保証書およびその写し1部を提出すること。なお、責任施工のものは、請負契約書・施工下請業者・材料製造所の連名等とする。 各設備工事によるコンクリート部分の梁、床、壁の再補強及び仕上げ部分、経路敷天井下地、同層下地の開口部補強は建築工事とする。 工事車両の出入りについては、速度制限を厳守し、危険防止に努めること。また、必要に応じて交通整理員を配置するとともに、近隣家屋に騒音、振動等の公害が発生しないよう配慮し、工事全般に万全の対策を講ずること。また、施設運営についても担当者と協議を行い、支障のないよう努めること。 ・ 別添設計図書・配置図等により示された仮設計図を参考に、請負人にて構造、施工方法について十分検討のうえ、関係法令にない安全堅固に設置すること。 労働安全衛生法第30条第2項の総合安全衛生管理業務者には、(●建築工事 ●電気設備工事 ●機械設備工事)の請負人を指名すること。 シンナー等については、工事現場に放置することなく、保管を厳重に行い盗難を防止するとともに、保管数量についても、作業前、作業終了後の確認等確実な管理を行うものとする。 喫煙等については一定の場所を指定し、火元責任者を配置すること。 請負人は過積載等の違法運行禁止を図るため、道路交通法を遵守する旨を記載した施工計画書を提出すること。 請負人は、「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成13年国土交通省告示第467号）」に基づき指定された建設機械（97ラトル）を使用すること。 ●図示 ●監督職員が現場にて決定する。 請負人は電圧法を遵守し、不法無線局を搭載した工事車両を使用しないものとし、工事現場において、不法無線局を搭載していると疑わしい車両を発見したときは、速やかに監督員にその旨を報告すること。 パリアフリー化にあたっては、「だれもが住みかくなる福祉資財のまちづくり条例」を遵守すること。 請負人は、別途施工する電気・機械設備工事の業者間で互いに連絡を取り、定期的な協議を行い、工事施工上の調整を図ること。また、工事区分の取り合ひについて図示がある場合においても、施工時に必要に応じて協議を行い連絡を密にすること。 再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）を厳守し、分別解体及び再資源化等実施すること。 (事前届出も含む)また、届出の費用は請負者の負担とする。 本工事における百公斤の各種資材および完了にかかる消防設備、すべての法的規制は受注者にて行うものとする。また、その費用(手数料料)は一切受注者負担とする。 受注者は、施工計画書の作成にあたり、「その他の」事項として新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を記載するものとする。 必要と認められる拡大防止対策のうち共通仮設および現場管理の範囲を超え、受注者が追加で費用を要する拡大防止対策を行う場合は、受注者側で設計変更の協議を行うこととする。 協議における資料は受注者の負担により作成するものとする。				
34 過積載防止の措置	請負人は、建設業法に定める専任の技術者の任命を行い、現場に派遣し技術管理にあたらせること。 雇主に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。 各種検査を必要とするもの、責任施工のもの等は、各合格書又は保証書およびその写し1部を提出すること。なお、責任施工のものは、請負契約書・施工下請業者・材料製造所の連名等とする。 各設備工事によるコンクリート部分の梁、床、壁の再補強及び仕上げ部分、経路敷天井下地、同層下地の開口部補強は建築工事とする。 工事車両の出入りについては、速度制限を厳守し、危険防止に努めること。また、必要に応じて交通整理員を配置するとともに、近隣家屋に騒音、振動等の公害が発生しないよう配慮し、工事全般に万全の対策を講ずること。また、施設運営についても担当者と協議を行い、支障のないよう努めること。 ・ 別添設計図書・配置図等により示された仮設計図を参考に、請負人にて構造、施工方法について十分検討のうえ、関係法令にない安全堅固に設置すること。 労働安全衛生法第30条第2項の総合安全衛生管理業務者には、(●建築工事 ●電気設備工事 ●機械設備工事)の請負人を指名すること。 シンナー等については、工事現場に放置することなく、保管を厳重に行い盗難を防止するとともに、保管数量についても、作業前、作業終了後の確認等確実な管理を行うものとする。 喫煙等については一定の場所を指定し、火元責任者を配置すること。 請負人は過積載等の違法運行禁止を図るため、道路交通法を遵守する旨を記載した施工計画書を提出すること。 請負人は、「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成13年国土交通省告示第467号）」に基づき指定された建設機械（97ラトル）を使用すること。 ●図示 ●監督職員が現場にて決定する。 請負人は電圧法を遵守し、不法無線局を搭載した工事車両を使用しないものとし、工事現場において、不法無線局を搭載していると疑わしい車両を発見したときは、速やかに監督員にその旨を報告すること。 パリアフリー化にあたっては、「だれもが住みかくなる福祉資財のまちづくり条例」を遵守すること。 請負人は、別途施工する電気・機械設備工事の業者間で互いに連絡を取り、定期的な協議を行い、工事施工上の調整を図ること。また、工事区分の取り合ひについて図示がある場合においても、施工時に必要に応じて協議を行い連絡を密にすること。 再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）を厳守し、分別解体及び再資源化等実施すること。 (事前届出も含む)また、届出の費用は請負者の				

4 ひび割れ部の分類

・ポリマーセメントモルタル
ポリマーセメントモルタルの種類
合成ゴム系、アクリル系、エチレン-酢ビ系等

曲げ強さ (N/mm ²)	圧縮強さ (N/mm ²)	接着強さ (N/mm ²)		
		標準時	常温時	低温時
6, 0以上	20, 0以上	1, 0以上	0, 8以上	0, 5以上

表面状態 だれの下のり量は5mm以内とし、ひび割れが発生しないこと。
透水性 裏面の濡れ、水滴の付着がないこと。
均質で有害と認められる異物の混入がないこと。

・ポリマーセメントスラリー

広がり速度 (cm/s)	長さ変化率 (収縮)	引張伸び率 (引張28日)	曲げ性能 (引張28日)	吸水性 (72時間)	耐久性 (強化曲げ強さ)
3以上	3%以下	0, 5N/mm ² 以上	5, 0N/mm ² 以上	15%以下	5, 0N/mm ² 以上

保水係数 0, 35~0, 65
粘着係数 0, 90~1, 00

・吸水調整材

項目	全固形分 (%)	吸水性 (g)	接着強さ (N/mm ²)	界面破壊率 (%)
品質・性能	表示値±1%以内	30分で1g以下	0, 98以上	50%以下

均質で有害と認められる異物の混入がないこと。

・ 図示するひび割れの幅・延長は、参考数値とする。
・ 図示の無い0, 2mm未満のひび割れ(タイル張り仕上げの部分を除く)については、シール工法による改修を行うこと。

4 厚き部改修工法

改修工法の種類 (モルタルを撤去しない場合)	アンカーピンの本数 (本/m ²)		注入口の箇所数 (箇所/m ²)		充てん量
	一般部	指定部	一般部	指定部	
	注入口	注入口	注入口	注入口	

・アンカーピンニング部分 エポキシ樹脂注入工法
■16 ■25 ■25ml

・アンカーピンニング全面 エポキシ樹脂注入工法
■13 ■20 ■12 ■20 ■25ml

・アンカーピンニング全面 エポキシ樹脂注入工法
■13 ■20 ■12 ■20 ■25ml

・ポリマーセメントスラリー注入工法
■9 ■16 ■16 ■25ml

・注入口付アンカーピンニング部分 エポキシ樹脂注入工法
■9 ■16 ■16 ■25ml

・注入口付アンカーピンニング全面 エポキシ樹脂注入工法
■9 ■16 ■9 ■16 ■25ml

・注入口付アンカーピンニング全面 エポキシ樹脂注入工法
■9 ■16 ■9 ■16 ■50ml

・ポリマーセメントスラリー注入工法
■9 ■16 ■9 ■16 ■50ml

アンカーピン [4, 2, 2]
材質 ■ステンレス SUS304、呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの

(モルタルを撤去する場合)
・モルタル塗替え工法 [4, 4, 9]
下地にアスベスト成分が含有している箇所をクラック改修等を行う場合は、十分に遮断した上で施工すること。

5 目地改修工法 [4, 1, 4] [4, 2, 2] [4, 4, 10~15] [表4, 4, 3, 4]

・目地ひび割れ部改修工法 [4, 1, 4] [4, 5, 16]
・伸縮目地改修工法 [4, 1, 4] [4, 9, 16]
・シーリング用材料 [3, 7, 2] [表5, 7, 1]
種類 ■改修仕様表3, 7, 1による

6 陶磁器質タイル張り [4, 2, 2] [4, 5, 7, 8]

タイルの種類	形状寸法 (mm)	きじ		うわぐすり	役物	色・表面処理	養生材	備考
		磁器	せっけい陶器					

・役物・継ぎ目の曲がり(小口、継ぎ目、二丁、扉風)の役物は一体成形とする。
・タイルの見本焼き ■行わない・行う(表に記載あるタイル全て、見本焼きを1回)
・材料の残タイルは学校へ納品すること。
・「施工数量調査」により、改修数量を事前に報告のこと。

壁タイル張りの工法 [4, 5, 7, 8] [表4, 5, 3]
外装タイル ・密着張り ・マスク張り ・弾性接着剤張
ユニットタイル ・タイル目地
タイルの試験張り ■行わない・行う
施工後の確認及び試験(既存タイル面、新設タイル面全面)
・打設による確認及び接着力試験を行う。

壁タイル張りの清掃(既存タイル面、新設タイル面全面) [4, 5, 8, (e)]
・汚れ・付着物等はケレン除去し、弱酸を用いて洗浄する。 [表4, 6, 5]

項目	仕様
1, 下地補修工事	
施工数量調査	本特記仕様書 4章1項
巾0, 2mm以上のひび割れ補修	本特記仕様書 4-3章2項
タイル目地浮き補修	タイル目地浮き補修
(通常はタイル目地浮き補修はタイル目地浮き補修(2層以上/箇所)で行う)	
タイル目地浮き補修(2層以上/箇所)	本特記仕様書 4-3章4項
2, ネットバリヤー工事	
高圧洗浄	本特記仕様書 4-4章1項
ネットバリヤーⅡ工法	下地調整 ライト下地調整材
ネットバリヤーⅡ工法	ネット層

(以降タイル工事(密着張工法))
試験
1, フォアの引き抜き試験
各層1箇所(計6箇所)の引き抜き強度試験を行い、3kN/本以上を合格とする。
2, その他仕様による試験を行う事。

7 外装複合改修工法 [表4, 6, 5]

8 既存タイル面の清掃 [4, 5, 8, (e)]
9 タイル保護剤 [4, 5, 8, (e)]
・高圧水洗工法 加圧力 10~15N/cm² ・保護剤塗布 ・水洗い 加圧力 15MPa程度
セラミック透過性防水材 (タイルセラクリン エステル化研同等品)

7-1 外壁改修工事

1 ひび割れ部改修工法 [4, 1, 4] [4, 3, 4~8]

注入工法の種類	ひび割れ幅 (mm)	注入口間隔 (mm)	注入量 (ml/m)	備考
■自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0, 2以上~1, 0未満	■200~300	■120	
■手動式エポキシ樹脂注入工法	0, 2以上~0, 3未満	■50~100	■40	
■機械式エポキシ樹脂注入工法	0, 3以上~0, 5未満	■100~200	■70	
■機械式エポキシ樹脂注入工法	0, 5以上~1, 0未満	■150~250	■90	

■注入量は上記の数値を標準とするが、それぞれのひび割れの幅及び深さに応じた適切な注入量で行う。
■ひび割れの幅と注入口の間隔は、150mm以内とする。
■エポキシ樹脂注入の施工に当たり、1本ごとに注入できた量を測定し、監督員に報告し必要に応じて協議を行う。
注入材料
■建築補修用注入エポキシ樹脂 (JIS A 6024低粘度型又は中粘度型)

検査(コア採取) ■行わない
・行う(採取部)の補修方法:)

・Uカットシール材充てん工法 [4, 1, 4] [4, 2, 2] [4, 3, 5]

充てん材料	品質・規格等	備考
・シーリング用材料	■1成分又は2成分形 ポリウレタン系シーリング材	ポリマーセメントモルタルの充てん ■行わない・行う
・可とう性エポキシ樹脂		

・シール工法 [4, 1, 4] [4, 2, 2] [4, 3, 6]
・パテ状エポキシ樹脂
・可とう性エポキシ樹脂

2 欠損部改修工法 [4, 1, 4] [4, 2, 2] [4, 3, 7]
・エポキシ樹脂モルタル
・ポリマーセメントモルタル

3 アスベスト含有下地材 [4, 1, 4] [4, 2, 2] [4, 3, 7]
下地にアスベスト成分が含有している箇所をクラック改修等を行う場合は、十分に遮断した上で施工すること。

7-3 外壁改修工事

1 既存タイル張りの撤去 [4, 1, 4] [4, 2, 2] [4, 3, 4]

2 ひび割れ部改修工法 [4, 1, 4] [4, 2, 2] [4, 3, 4]

■樹脂注入工法 [4, 1, 4] [4, 2, 2] [4, 3, 4]

注入工法の種類	ひび割れ幅 (mm)	注入口間隔 (mm)	注入量 (ml/m)	備考
■自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0, 2以上~1, 0未満	■200~300	■120	
■手動式エポキシ樹脂注入工法	0, 2以上~0, 3未満	■50~100	■40	
■機械式エポキシ樹脂注入工法	0, 3以上~0, 5未満	■100~200	■70	
■機械式エポキシ樹脂注入工法	0, 5以上~1, 0未満	■150~250	■90	

■注入量は上記の数値を標準とするが、それぞれのひび割れの幅及び深さに応じた適切な注入量で行う。
■ひび割れの幅と注入口の間隔は、150mm以内とする。
■エポキシ樹脂注入の施工に当たり、1本ごとに注入できた量を測定し、監督員に報告し必要に応じて協議を行う。
注入材料
■建築補修用注入エポキシ樹脂 (JIS A 6024低粘度型又は中粘度型)

検査(コア採取) ■行わない
・行う(採取部)の補修方法:)

・Uカットシール材充てん工法(既存タイル張り撤去面) [4, 1, 4] [4, 2, 2] [4, 3, 5]

充てん材料	品質・規格等	備考
・シーリング用材料	■1成分又は2成分形 ポリウレタン系シーリング材	ポリマーセメントモルタルの充てん ■行わない・行う
・可とう性エポキシ樹脂		

・シール工法 [4, 1, 4] [4, 2, 2] [4, 3, 6]
・パテ状エポキシ樹脂
・可とう性エポキシ樹脂

3 欠損部改修工法 [4, 1, 4] [4, 2, 2] [4, 3, 7]
・エポキシ樹脂モルタル
・ポリマーセメントモルタル

4 厚き部改修工法 [4, 1, 4] [4, 2, 2] [4, 3, 7]
下地にアスベスト成分が含有している箇所をクラック改修等を行う場合は、十分に遮断した上で施工すること。

7-4 外壁改修工事

1 ひび割れ部改修工法 [4, 1, 4] [4, 2, 2] [4, 3, 5]

注入工法の種類	ひび割れ幅 (mm)	注入口間隔 (mm)	注入量 (ml/m)	備考
■自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0, 2以上~1, 0未満	■200~300	■120	
■手動式エポキシ樹脂注入工法	0, 2以上~0, 3未満	■50~100	■40	
■機械式エポキシ樹脂注入工法	0, 3以上~0, 5未満	■100~200	■70	
■機械式エポキシ樹脂注入工法	0, 5以上~1, 0未満	■150~250	■90	

■注入量は上記の数値を標準とするが、それぞれのひび割れの幅及び深さに応じた適切な注入量で行う。
■ひび割れの幅と注入口の間隔は、150mm以内とする。
■エポキシ樹脂注入の施工に当たり、1本ごとに注入できた量を測定し、監督員に報告し必要に応じて協議を行う。
注入材料
■建築補修用注入エポキシ樹脂 (JIS A 6024低粘度型又は中粘度型)

検査(コア採取) ■行わない
・行う(採取部)の補修方法:)

・Uカットシール材充てん工法 [4, 1, 4] [4, 2, 2] [4, 3, 5]

充てん材料	品質・規格等	備考
・シーリング用材料	■1成分又は2成分形 ポリウレタン系シーリング材	ポリマーセメントモルタルの充てん ■行わない・行う
・可とう性エポキシ樹脂		

・シール工法 [4, 1, 4] [4, 2, 2] [4, 3, 6]
・パテ状エポキシ樹脂
・可とう性エポキシ樹脂

2 欠損部改修工法 [4, 1, 4] [4, 2, 2] [4, 3, 7]
・エポキシ樹脂モルタル
・ポリマーセメントモルタル

3 アスベスト含有下地材 [4, 1, 4] [4, 2, 2] [4, 3, 7]
下地にアスベスト成分が含有している箇所をクラック改修等を行う場合は、十分に遮断した上で施工すること。

7-2 外壁改修工事

1 既存モルタル張りの撤去 [4, 1, 4] [4, 2, 2] [4, 3, 4]

2 ひび割れ部改修工法 [4, 1, 4] [4, 2, 2] [4, 3, 4]

■樹脂注入工法 [4, 1, 4] [4, 2, 2] [4, 3, 4]

注入工法の種類	ひび割れ幅 (mm)	注入口間隔 (mm)	注入量 (ml/m)	備考
■自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0, 2以上~1, 0未満	■200~300	■120	
■手動式エポキシ樹脂注入工法	0, 2以上~0, 3未満	■50~100	■40	
■機械式エポキシ樹脂注入工法	0, 3以上~0, 5未満	■100~200	■70	
■機械式エポキシ樹脂注入工法	0, 5以上~1, 0未満	■150~250	■90	

■注入量は上記の数値を標準とするが、それぞれのひび割れの幅及び深さに応じた適切な注入量で行う。
■ひび割れの幅と注入口の間隔は、150mm以内とする。
■エポキシ樹脂注入の施工に当たり、1本ごとに注入できた量を測定し、監督員に報告し必要に応じて協議を行う。
注入材料
■建築補修用注入エポキシ樹脂 (JIS A 6024低粘度型又は中粘度型)

検査(コア採取) ■行わない
・行う(採取部)の補修方法:)

・Uカットシール材充てん工法 [4, 1, 4] [4, 2, 2] [4, 3, 5]

充てん材料	品質・規格等	備考
・シーリング用材料	■1成分又は2成分形 ポリウレタン系シーリング材	ポリマーセメントモルタルの充てん ■行わない・行う
・可とう性エポキシ樹脂		

・シール工法 [4, 1, 4] [4, 2, 2] [4, 3, 6]
・パテ状エポキシ樹脂
・可とう性エポキシ樹脂

3 欠損部改修工法 [4, 1, 4] [4, 2, 2] [4, 3, 7]
・エポキシ樹脂モルタル
・ポリマーセメントモルタル

4 厚き部改修工法 [4, 1, 4] [4, 2, 2] [4, 3, 7]
下地にアスベスト成分が含有している箇所をクラック改修等を行う場合は、十分に遮断した上で施工すること。

7-3 外壁改修工事

1 既存モルタル張りの撤去 [4, 1, 4] [4, 2, 2] [4, 3, 4]

2 ひび割れ部改修工法 [4, 1, 4] [4, 2, 2] [4, 3, 4]

■樹脂注入工法 [4, 1, 4] [4, 2, 2] [4, 3, 4]

注入工法の種類	ひび割れ幅 (mm)	注入口間隔 (mm)	注入量 (ml/m)	備考
■自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0, 2以上~1, 0未満	■200~300	■120	
■手動式エポキシ樹脂注入工法	0, 2以上~0, 3未満	■50~100	■40	
■機械式エポキシ樹脂注入工法	0, 3以上~0, 5未満	■100~200	■70	
■機械式エポキシ樹脂注入工法	0, 5以上~1, 0未満	■150~250	■90	

■注入量は上記の数値を標準とするが、それぞれのひび割れの幅及び深さに応じた適切な注入量で行う。
■ひび割れの幅と注入口の間隔は、150mm以内とする。
■エポキシ樹脂注入の施工に当たり、1本ごとに注入できた量を測定し、監督員に報告し必要に応じて協議を行う。
注入材料
■建築補修用注入エポキシ樹脂 (JIS A 6024低粘度型又は中粘度型)

検査(コア採取) ■行わない
・行う(採取部)の補修方法:)

・Uカットシール材充てん工法(既存モルタル撤去面) [4, 1, 4] [4, 2, 2] [4, 3, 5]

充てん材料	品質・規格等	備考
・シーリング用材料	■1成分又は2成分形 ポリウレタン系シーリング材	ポリマーセメントモルタルの充てん ■行わない・行う
・可とう性エポキシ樹脂		

・シール工法 [4, 1, 4] [4, 2, 2] [4, 3, 6]
・パテ状エポキシ樹脂
・可とう性エポキシ樹脂

3 欠損部改修工法 [4, 1, 4] [4, 2, 2] [4, 3, 7]
・エポキシ樹脂モルタル
・ポリマーセメントモルタル

4 厚き部改修工法 [4, 1, 4] [4, 2, 2] [4, 3, 7]
下地にアスベスト成分が含有している箇所をクラック改修等を行う場合は、十分に遮断した上で施工すること。

7-4 外壁改修工事

1 ひび割れ部改修工法 [4, 1, 4] [4, 2, 2] [4, 3, 5]

注入工法の種類	ひび割れ幅 (mm)	注入口間隔 (mm)	注入量 (ml/m)	備考
■自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0, 2以上~1, 0未満	■200~300	■120	
■手動式エポキシ樹脂注入工法	0, 2以上~0, 3未満	■50~100	■40	
■機械式エポキシ樹脂注入工法	0, 3以上~0, 5未満	■100~200	■70	
■機械式エポキシ樹脂注入工法	0, 5以上~1, 0未満	■150~250	■90	

■注入量は上記の数値を標準とするが、それぞれのひび割れの幅及び深さに応じた適切な注入量で行う。
■ひび割れの幅と注入口の間隔は、150mm以内とする。
■エポキシ樹脂注入の施工に当たり、1本ごとに注入できた量を測定し、監督員に報告し必要に応じて協議を行う。
注入材料
■建築補修用注入エポキシ樹脂 (JIS A 6024低粘度型又は中粘度型)

検査(コア採取) ■行わない
・行う(採取部)の補修方法:)

・Uカットシール材充てん工法 [4, 1, 4] [4, 2, 2] [4, 3, 5]

充てん材料	品質・規格等	備考
・シーリング用材料	■1成分又は2成分形 ポリウレタン系シーリング材	ポリマーセメントモルタルの充てん ■行わない・行う
・可とう性エポキシ樹脂		

・シール工法 [4, 1, 4] [4, 2, 2] [4, 3, 6]
・パテ状エポキシ樹脂
・可とう性エポキシ樹脂

2 欠損部改修工法 [4, 1, 4] [4, 2, 2] [4, 3, 7]
・エポキシ樹脂モルタル
・ポリマーセメントモルタル

3 アスベスト含有下地材 [4, 1, 4] [4, 2, 2] [4, 3, 7]
下地にアスベスト成分が含有している箇所をクラック改修等を行う場合は、十分に遮断した上で施工すること。

2 アルミニウム製建具 [表5, 2, 1]

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み (mm)	施工箇所
■A種	S-4	■A-3		■70	■図示
■B種	S-5		■W-4		
■C種	S-6	A-4	W-5	100	

外部に面する建具 [表5, 2, 2]
・BB-1 (無着色) ・BB-2 (・ブラウン系 ・ブラック ・ステンカラー)

屋内建具 [表5, 2, 2]
・C種又はBB-1種
・C種又はBB-2種 (■ブラウン系 ・ブラック ・ステンカラー)

3 網戸 [表5, 2, 1]
網の種類 ■ガラス繊維入り合成樹脂製 ・合成樹脂製 ・ステンレス製 (SUS316)
形式 ■外部可動式 ・固定式

4 鋼製建具 [表5, 2, 1]

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み (mm)	施工箇所
■A種	S-4	■A-3		■70	■図示
■B種	S-5		■W-4		
■C種	S-6	A-4	W-5	100	

外部に面する建具 [表5, 2, 1]

5 鋼製軽量建具 [表5, 2, 1]
■簡易気密型ドアセット (耐風圧性S-3) ・A種 (表5, 2, 1による)
■建具図による

6 木製建具 [表5, 2, 1]
建具材の加工、組立時の含水率
■A種

7 建具用金物 [表5, 2, 1]
・マスターキーの製作 ■既存に合わせる ・新規製作

8 自動ドア開閉装置 [表5, 2, 1]
■製造所標準製作寸法許容差による

9 センサーの種類 ■光線(反射)センサー ・タッチスイッチ [表5, 8, 3]
・熱線センサー ・多機能トランスミッター
・補助充電センサー

10 重量シャッター [表5, 11, 2]
外部の管理用、外装用防火シャッターの耐風圧強度
・600Pa
・850Pa
・1, 200Pa

11 開閉形式 [表5, 11, 2]
■手動式 ・上部電動式(手動併用)
スラット 材質 ■塗液溶剤塗めっき鋼板
形状 ■インテラロック形状 ・オーバーラッピング形

12 ガラス留め [表5, 11, 2]
■シーリング材 ・ガasket

13 ガラスフィルム [表5, 11, 2]
JIS A 5759: 2016による

凡例名	貼付方向	曇り防止効果	備考
	■内貼 ・外貼	■あり ・なし	3Mジャパン(株) ファサラ 不透明マットタイプ

14 遮断 [表5, 11, 2]
大きさ ・30組用 ・60組用 ・120組用

9 内装改修工事

1 改修後の床の清掃 [6, 2, 2]
2 ビニル床シート (FS) [6, 8, 2]

凡例名	仕様	(商品名の場合は同等品とする)	備考
FS-1	東リ 納美 NSトフレNW		
FS-2			

3 ビニル床タイル (KT) [6, 8, 2]

凡例名	仕様	(商品名の場合は同等品とする)	備考
KT-1			
KT-2			

4 タイルカーペット [6, 9, 2]

凡例名	仕様	(商品名の場合は同等品とする)	備考
TC-1			
TC-2			

5 フローリング [6, 11, 2]
フローリングは市産材すきざびフローリングを支給する。

6 畳 [6, 12, 2]
種別 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種KT-II

7 ボード、合板 [6, 13, 2]

種類	記号	厚さ (mm)	規格等
・けい酸カルシウム板	FK	タイプ2 (無石綿) (・6 ・8)	
・ロックウール化粧吸音板	DR	■フラットタイプ ・凹凸タイプ (■9 ・12) (■12 (不燃) ・15)	
◎せっこうボード	GB-R	■12, 5 (不燃) ・9, 5 (準不燃)	
◎化粧せっこうボード	GB-D	■9, 5 (準不燃) ・9, 5 (不燃) ・12, 5 (不燃)	
・化粧せっこうボード(杉化粧)	GB-(S)	■9, 5 (準不燃) ・12, 5 (不燃)	
・不燃繊維せっこうボード	GB-NC	・9, 5 (不燃、化粧) ・9, 5 (不燃、素地)	
・シージングせっこうボード	GB-S	12, 5 (不燃)	
・強化せっこうボード	GB-F	12, 5 (不燃) 15, 0 (不燃)	
・化粧せっこうボード	GB-D	■9, 5 (準不燃) ・9, 5 (不燃) ・12, 5 (不燃)	
・化粧せっこうボード(杉化粧)	GB-D(S)	■9, 5 (準不燃) ・12, 5 (不燃)	

8 壁紙 [6, 14, 2]

凡例名	種類	防火性能	備考
クロス1	■ビニル ・木質 ・無機質 ・オレフィン	◎不燃・準不燃・難燃	
クロス2	■ビニル ・木質 ・無機質 ・オレフィン	◎不燃・準不燃・難燃	

9 化粧紙シート [6, 16, 3~4]
3M ダイノックフィルム 同等品
アイ工業 セラール セルサス 同等品

11 断熱材 [6, 16, 3~4]
グラスウール 密度 (kg/m³) ・16 ■24 ・32

12 タイル [6, 16, 3~4]

凡例名	大きさ	役物	備考
タイル1	150×150	◎有 ・無	1MAX ビッツアPDX 同等品
タイル2		・有 ・無	

13 セルフレベリング材 [6, 17, 2]
材料 ■セメント系 ・せっこう系
標準塗厚 ・10 ■15 ・20

10 塗料改修工事

1 材料
* 規制対象外
* 第三種
* 屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする
* 次の箇所を除き防火材料とする(箇所)
下地調整がR2種の場合(塗替え部分の30%)

Table with columns: 下地調整の種類, 塗替え, 新規, 美装, ひび割れ部の補修. Rows include 木部, 鉄鋼面, 垂鉛めっき面, etc.

Table with columns: 塗装面, 塗料の種類, 塗料塗りの種別等. Rows include 鉄鋼面, DP, EP-G, 垂鉛めっき面, etc.

Table with columns: 呼び名, 部位, 区分, 種別, 備考. Rows include SOP, CL, NAD, DP, EP-G, EP, UC, OS, WP, etc.

6 耐候性塗料塗り(DP)
上塗り塗料の等級
1級
2級
3級

11 アスベスト撤去工事
1 一般事項
石綿等の取扱については、石綿障害予防規則(平成17年2月24日厚生労働省令第21号)以下、「石綿則」という。、大気汚染防止法(環境省)を遵守すること。
●石綿含有建材の事前調査
・大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則、その他石綿処理に関する諸法令等に基づき実施すること。
・石綿の事前調査は、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程に規定する建築物石綿含有建材調査者等、一定の知見を有する者が実施すること。
・事前調査結果は書面で発注者に説明すること。
・事前調査結果を作業場に備え付け、事前調査結果および作業内容等の掲示すること。
・工事に係る部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事、積立金額100万円以上の建築物の改修工事等の事前調査を実施したときは、その結果を工事開始日までに石綿事前調査報告システムにより労働基準監督署および県に報告するとともに、発注者に書面で報告すること。
●アスベスト含有分析 6物質分析
・ 行う(分析結果は監督職員に提出する。)
分析手法 * JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有測定法」による。
・ 行わない。
●工事前の調査、分析等
種別 調査範囲 調査、分析結果概要等

2 除去工事共通事項
専門工事業者 [9.1.2(1)]
アスベスト含有建材の除去を直接行う専門業者については、工事に相応した技術を有することを証明する書類を監督職員に提出する。
作業主任者の選出 [9.1.2(2)]
石綿作業主任者技能講習又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者技能講習を終了したもののうち、「石綿作業主任者」を選任しなければならない。
除去作業者の教育 [9.1.2(3)]
作業者は、就業時に石綿則第27条に基づく教育を受けたものとする。
また、一般健康診断、じん肺健康診断を受診したものとし、肺機能に異常のないものとする。
特別管理産業廃棄物管理責任者の選出 [9.1.2(4)]
排出業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有するものを選任し管理しなければならない。
ただし、アスベスト含有成形板の処理工事を除く。
表示及び掲示 [9.1.2(6)]
見やすい箇所に次の表示及び掲示を行う。
● アスベスト作業主任者名と職務内容
● 関係者以外立入禁止
● 喫煙・飲食の禁止
● 「アスベスト除去作業中」の表示
● アスベストの有害性
● 取り扱い上の注意事項
● 使用するべき保護具
周辺住民の見やすい箇所に以下の表示を行う。
● 「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ(労働基準監督署への届出内容、粉じん飛散抑制装置、騒音防止措置等)」
● 事前調査結果
保護具、保護衣 [9.1.2(8)]
● 作業内容に応じた、呼吸用保護具、保護がねを使用すること。
除去したアスベスト含有物の保管、運搬等 [9.1.3(3)]
● 他の内装材、廃棄物等と分別保管
● 保管場所での飛散防止を施す。また、アスベスト成形板を運搬する場合は、運搬車輛の荷台全体をシート等で覆い、飛散防止に努める。
● アスベスト等の保管場所である旨の表示を行う。
アスベスト含有吹き付け材の除去工事(下地調整材の除去) [9.1.3(2)]
・ 行う
・ 行わない
適用範囲 * 図示
養生等
● 養生シート(床面:0.15m以上のプラスチックシート等で二重)等を用い、飛散防止を行う。
除去工法
● 集塵機能付グラインダー工法
● 集塵装置付超高压水洗工法
環境測定(アスベスト飛散確認)
● 除去工事前:4箇所
● 除去工事後:4箇所
除去物及び汚染物等
処理方法
● 密封処理(二重袋梱包)
アスベスト含有保温材の除去工事 [9.1.4(2)]
・ 行う
・ 行わない
適用範囲 * 図示 (煙突内)
養生等 [9.1.4(1)]
● 養生シート等を用いて区画し、場外への飛散防止を行う。
掻き落とし、破壊、切断による除去方法
・ 行わない
・ 行う(この場合は改修補注 [9.1.3]「アスベスト含有吹き付け材の除去」によること。
除去工法 [9.1.4(2)]
● 粉じん飛散抑制剤などにより潤滑したあとに、手ばらしによること。
● 除去物については改修補注<9.1.3(b)>により、密封処理とする。
作業場等の隔離等 [9.1.3(1)]
● 作業場は以下によるものとし負圧除じん機にて負圧状態により飛散防止をすること。
隔離シートの性能
* 床面 * 0.15mm以上のプラスチックシート等で二重
* 壁面 * 0.08mm以上のプラスチックシート等

3 アスベスト含有吹き付け材の除去
アスベスト含有吹き付け材の除去工事(下地調整材の除去) [9.1.3(2)]
・ 行う
・ 行わない
適用範囲 * 図示
養生等
● 養生シート(床面:0.15m以上のプラスチックシート等で二重)等を用い、飛散防止を行う。
除去工法
● 集塵機能付グラインダー工法
● 集塵装置付超高压水洗工法
環境測定(アスベスト飛散確認)
● 除去工事前:4箇所
● 除去工事後:4箇所
除去物及び汚染物等
処理方法
● 密封処理(二重袋梱包)
アスベスト含有保温材の除去工事 [9.1.4(2)]
・ 行う
・ 行わない
適用範囲 * 図示 (煙突内)
養生等 [9.1.4(1)]
● 養生シート等を用いて区画し、場外への飛散防止を行う。
掻き落とし、破壊、切断による除去方法
・ 行わない
・ 行う(この場合は改修補注 [9.1.3]「アスベスト含有吹き付け材の除去」によること。
除去工法 [9.1.4(2)]
● 粉じん飛散抑制剤などにより潤滑したあとに、手ばらしによること。
● 除去物については改修補注<9.1.3(b)>により、密封処理とする。
作業場等の隔離等 [9.1.3(1)]
● 作業場は以下によるものとし負圧除じん機にて負圧状態により飛散防止をすること。
隔離シートの性能
* 床面 * 0.15mm以上のプラスチックシート等で二重
* 壁面 * 0.08mm以上のプラスチックシート等

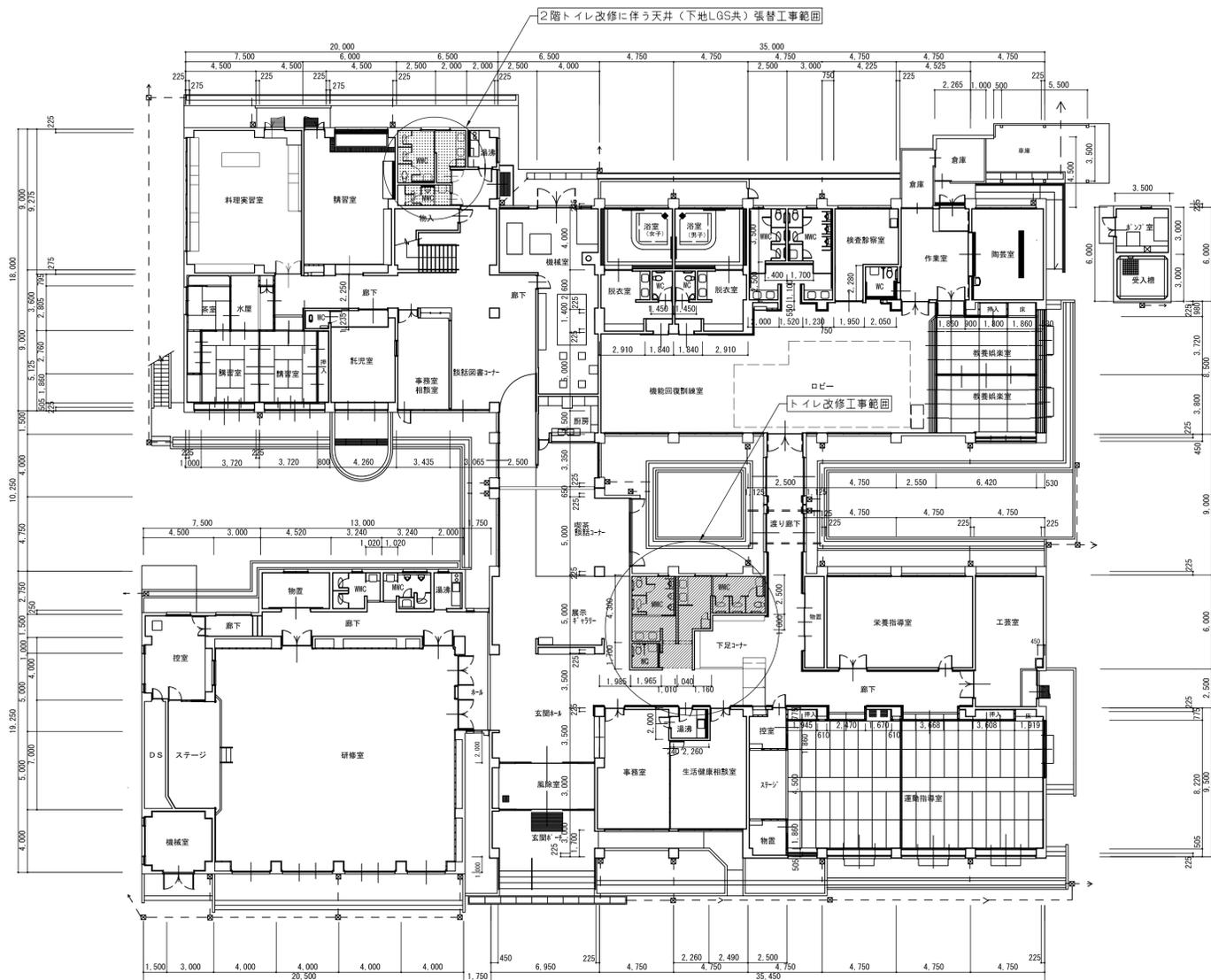
4 アスベスト含有保温材等の除去
アスベスト含有保温材の除去工事 [9.1.4(2)]
・ 行う
・ 行わない
適用範囲 * 図示 (煙突内)
養生等 [9.1.4(1)]
● 養生シート等を用いて区画し、場外への飛散防止を行う。
掻き落とし、破壊、切断による除去方法
・ 行わない
・ 行う(この場合は改修補注 [9.1.3]「アスベスト含有吹き付け材の除去」によること。
除去工法 [9.1.4(2)]
● 粉じん飛散抑制剤などにより潤滑したあとに、手ばらしによること。
● 除去物については改修補注<9.1.3(b)>により、密封処理とする。
作業場等の隔離等 [9.1.3(1)]
● 作業場は以下によるものとし負圧除じん機にて負圧状態により飛散防止をすること。
隔離シートの性能
* 床面 * 0.15mm以上のプラスチックシート等で二重
* 壁面 * 0.08mm以上のプラスチックシート等

5 アスベスト含有成形板等の除去
アスベスト含有成形板等の除去工事 [9.1.5(2)]
○ 行う
・ 行わない
適用箇所 * 図示
・ コーキング材
養生 [9.1.5(1)]
● 作業場は、シート等により囲うこと。
除去工法 [9.1.5(2)]
● 作業場は、散水等により潤滑し、手ばらしによること。
● やむを得ず破壊しなければならない場合には、十分に潤滑した状態で行うこと。
● 除去物については、粉じんの飛散防止に努め、特に破壊されたアスベスト含有成形板については、潤滑の上、丈夫なプラスチック袋に入れる等の飛散防止措置を講ずること。
除去工法
・ 集塵機能付グラインダー工法
・ 集塵装置付超高压水洗工法
6 アスベスト含有仕上塗料の除去
7 確認及び後片付け
8 アスベスト粉じん濃度測定
作業区域内外の作業前、作業中、作業後のアスベスト粉じん濃度を測定し報告書提出するものとし、測定ポイント位置は監督職員との協議による。
アスベスト粉じん濃度測定
測定時期 測定名称 測定場所 測定点(各施工箇所ごと) 備考
処理作業前 測定1 処理作業室内 各2点又は3点 注1
測定2 調査対象室外部の付近 計2点 大気
処理作業中 測定3 処理作業室内 各2点又は3点 注1
測定4 責任・除じん装置の出口吹出し風速1m/sec以下の位置各2点
測定5 処理作業室外 4方向1点(敷地境界)
処理作業後(シート養生中) 測定6 処理作業室内 各2点
処理作業後シート撤去後1週間以降 測定7 処理作業室内 各2点又は3点 注1
測定8 調査対象室外部の付近 計2点 大気
注1 各施工箇所ごとの室面積が50㎡以下までは2点、300㎡以下までは3点とする。300㎡を超えるものは、監督職員と協議する。
アスベスト粉じん濃度測定方法
名称 測定3 測定1,2,4,6,7,8 測定5
項目 計数機器 位相差顕微鏡
メンブレンフィルタの直径 25 mm 47 mm
試料の吸引流量 1 L/min 5 L/min 10 L/min
試料の吸引時間 5 min 120 min 240 min
試料の透明化 アセトントリアセチン法又はシュウ酸シエチル法
計数条件 総アスベスト繊維数200本又は視野数50視野
計数アスベスト 直径3µm未満、長さ5µm以上、長さと直径比3:1以上
定量限界 50 f/rl 0.5 f/rl 0.3 f/rl

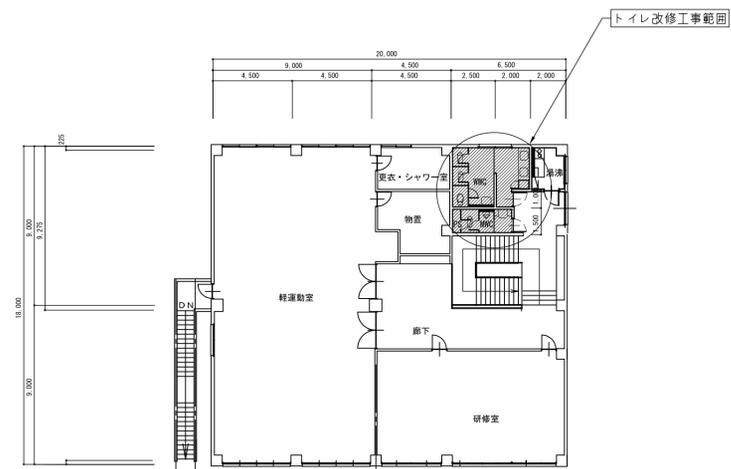
11 その他工事
1 トイレブース
表面仕上げ材 *メラミン樹脂系化粧板
*ポリ樹脂系化粧板
ドアエッジ *指話防止型
*コの字型
足形状 *幅木型
*足金物型
2 階段滑り止め
*ステンレス製ゴム入り
*アルミ製ゴム入り
*真鍮製ゴム入り
取り付けは接着併用ビス留めとする。
3 ブラインド
*既存品再利用(*脱着・養生)
*新設
形式の種類 スラット付様
*縦型 *ギア式
*コード式
*操作棒式 *アルミ製25mm
*アルミ製15mm
*電動
*透光
*縦型 *2本コード
*1本コード *ポリエステル
*ガラス繊維
*アルミ
*電動
4 ロールスクリーン
操作 *コード式
*チェーン式
5 カーテン
仕様 *レース+ドレープ
*ドレープ
*スクールカーテン
形式 *引分
*片引
操作 *電動
*引ひも
*手引
ひだ *フランスひだ(三つひだ)
*箱ひだ(二つひだ)
*プレーンひだ
6 カーテンレール
材料 *鋼板
*ステンレス板
*アルミ板ロール
*アルミ成型
強さ区分(JIS A 4802) *10-60
*10-90
7 天井点検口
形状 *縦線タイプ
*目地タイプ

セキュリティゾーンの設置 [9.1.3(1)]
* 下表による
適用 室名 状態
* 更衣室 * 更衣ロッカー
* 呼吸用保護具保管箱 * 新品の保護具
* 洗面室 責任 * エアシャワー(温水シャワー)
* 前室 責任 * 高性能真空掃除機
* 使用済み保護衣保管かご
ただし、(財)日本建築センターの「建設技術審査証明事業」による「吹き付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術(除去)」の審査証明書(以下、「審査証明書」という。)を取得している工法と同等の飛散防止処理技術を有する工法とすることができる。その際には監督職員の承諾を得ること。
除去物及び汚染物等 [9.1.3(2)]
処理方法
● 密封処理(二重袋梱包)
隔離養生に用いたシート、使用した使い捨て保護衣、高性能真空掃除機フィルタ、除じん機フィルタについても密封処理を行う。
● セメント固化
アスベスト含有成形板等の除去工事 [9.1.5(2)]
○ 行う
・ 行わない
適用箇所 * 図示
・ コーキング材
養生 [9.1.5(1)]
● 作業場は、シート等により囲うこと。
除去工法 [9.1.5(2)]
● 作業場は、散水等により潤滑し、手ばらしによること。
● やむを得ず破壊しなければならない場合には、十分に潤滑した状態で行うこと。
● 除去物については、粉じんの飛散防止に努め、特に破壊されたアスベスト含有成形板については、潤滑の上、丈夫なプラスチック袋に入れる等の飛散防止措置を講ずること。
除去工法
・ 集塵機能付グラインダー工法
・ 集塵装置付超高压水洗工法



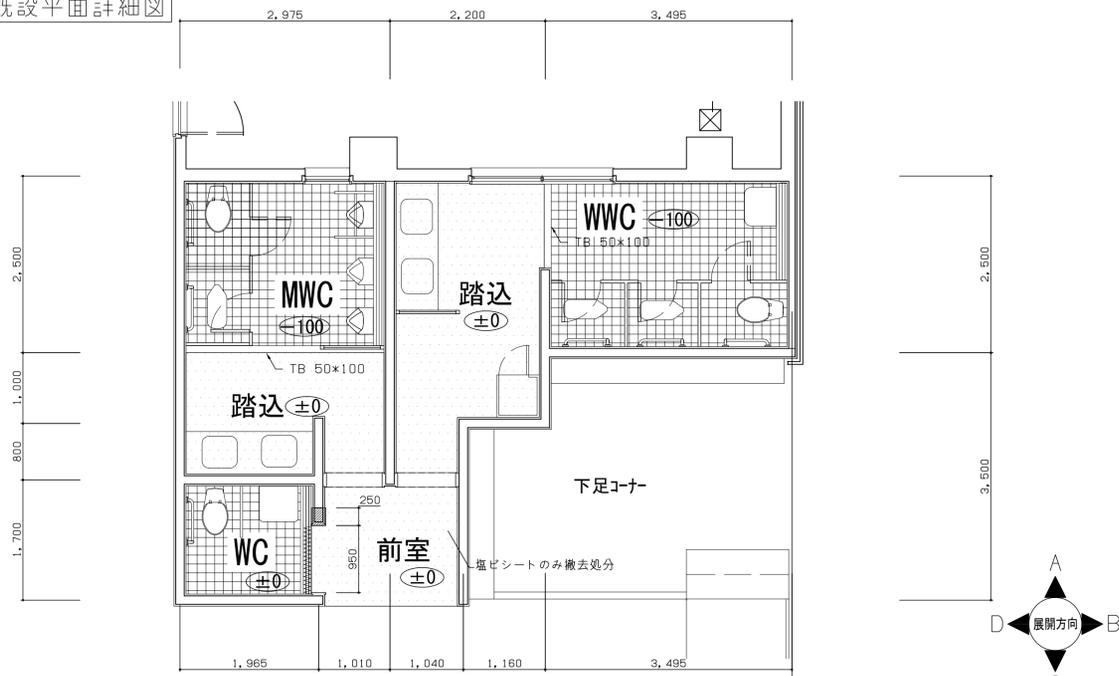


1階平面図 1/200



2階平面図 1/200

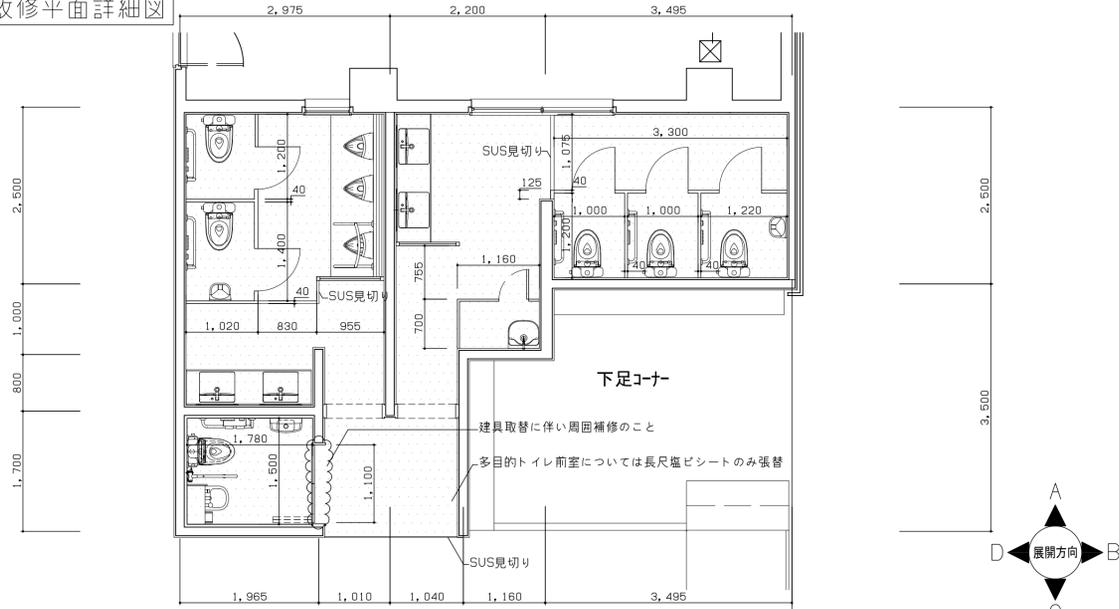
既設平面詳細図



既設仕上げ表

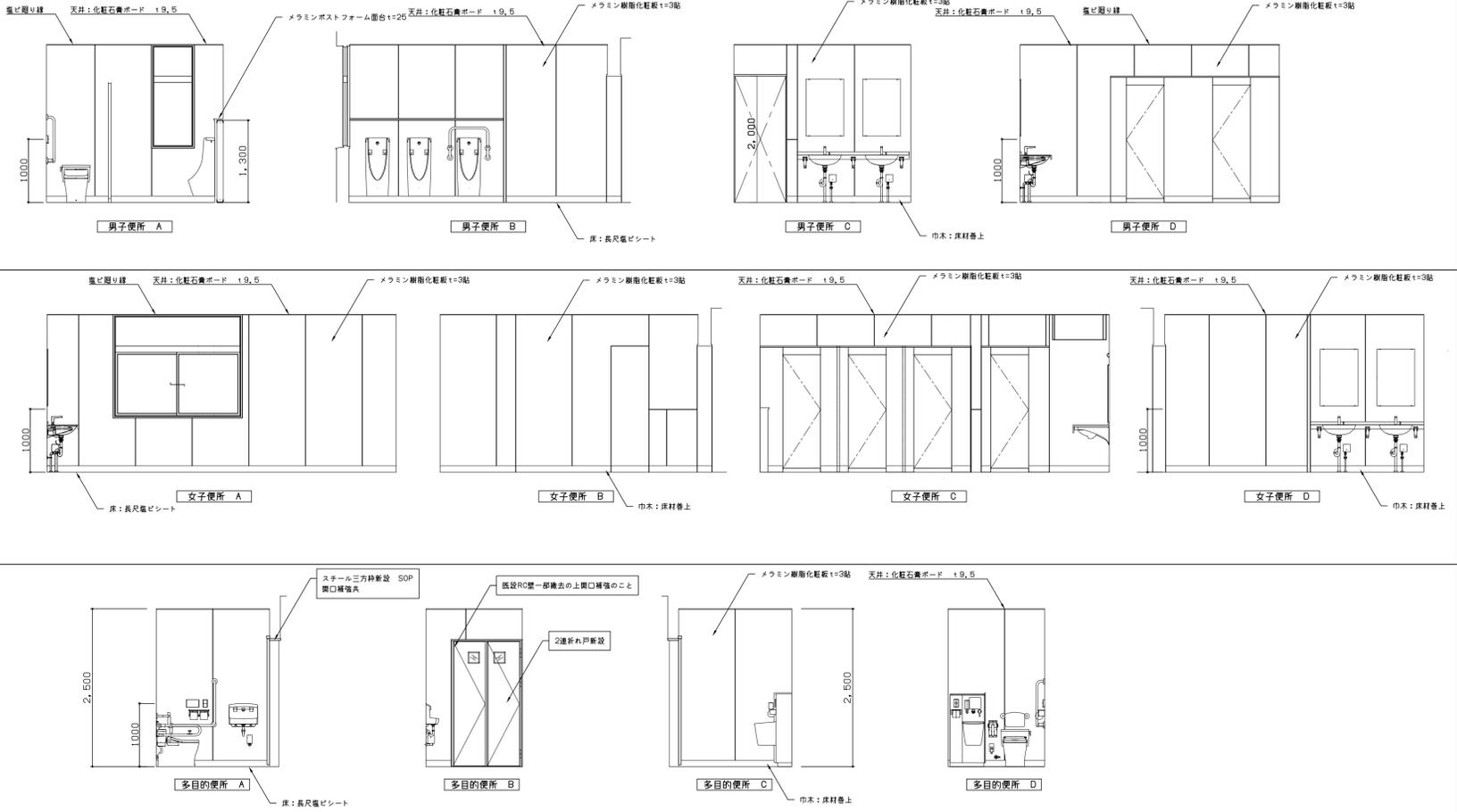
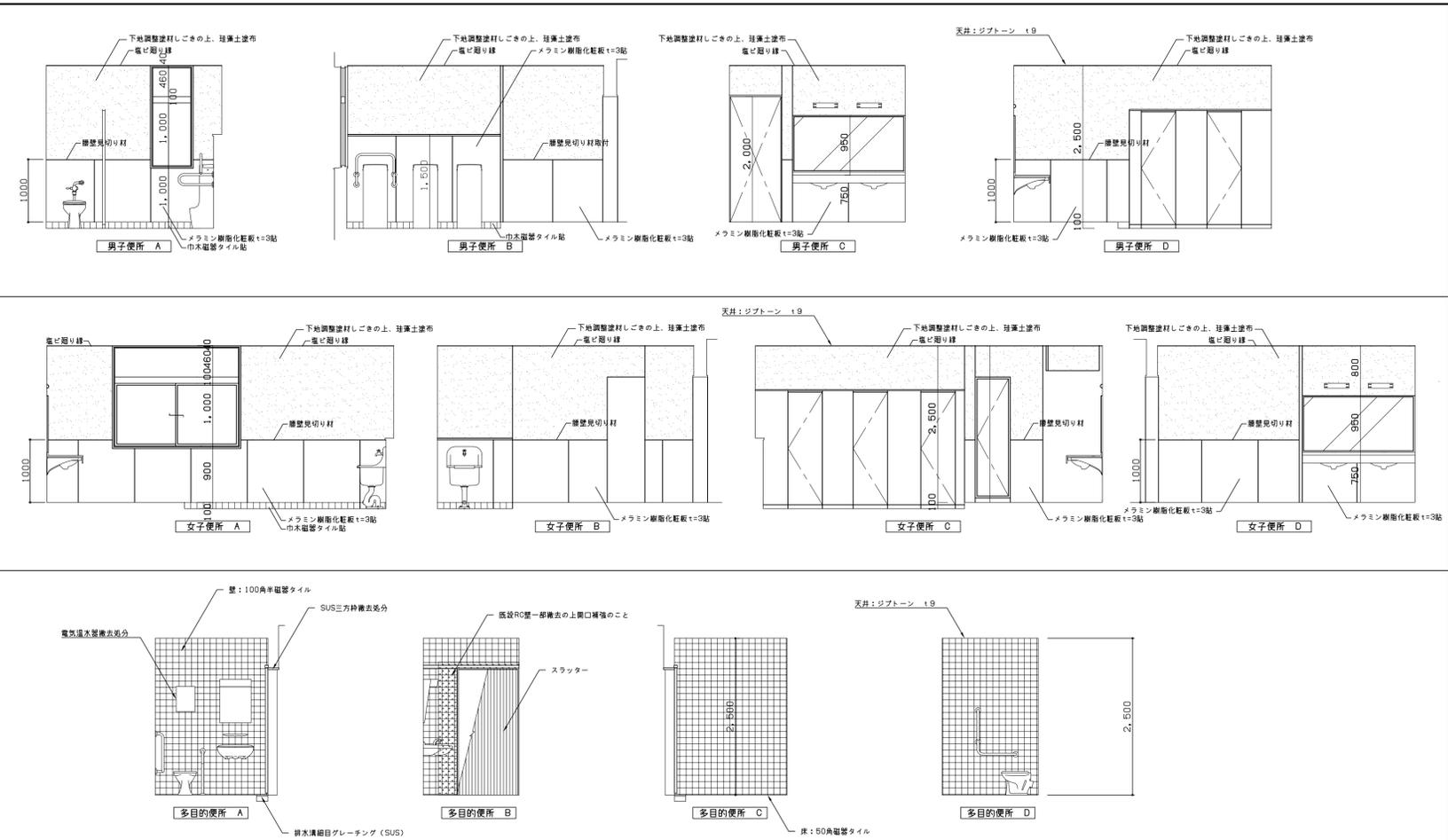
室名	床	巾木	壁(腰)	天井
便所 男女共	100角フロアタイル : 土間コ全面撤去処分 踏込 塩ビシート t2.0 : 土間コ全面撤去処分 TB上り経 100*100 : 撤去	半磁器100角タイル H=100	壁: 下地調整塗材しごきの上、珪藻土塗布 腰: メラミン樹脂化粧板 t=3貼 撤去処分 : 小便器前のみ下地CB共撤去 TB面台 125*25 : 撤去処分	化粧石膏ボード t9 下地LGS共撤去処分
多目的 便所	100角フロアタイル : 土間コ全面撤去	ソト巾木 撤去 H=75	100角デザインタイル 下地共全て撤去 既設開口部幅 W=250, H=2,000程度 幅に伴い既設建具撤去し開口補強のこと。 既設SUS枠撤去し周囲補修のこと。(内外共)	化粧石膏ボード t9 下地LGS共撤去処分

改修平面詳細図

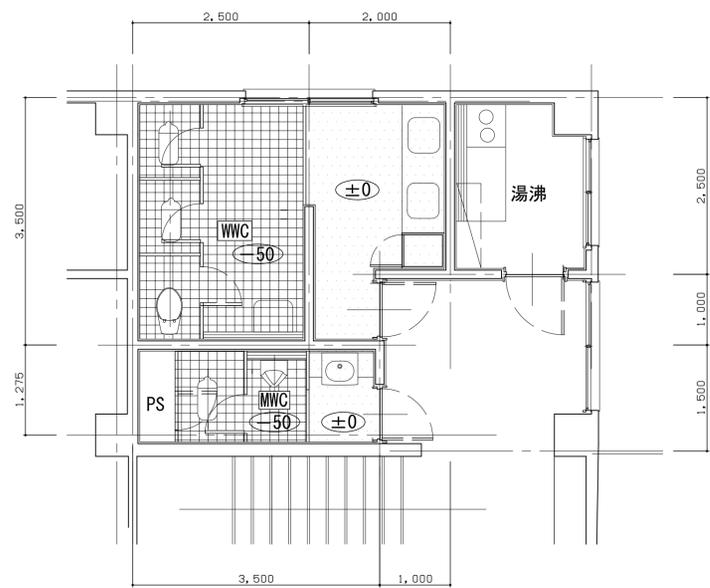


改修仕上げ表

室名	床	巾木	壁(腰)	天井
便所 男女共	ト化用防滑性ビニル床シート貼 t2.0 タイルハリス t10 土間コ t150, 再生砕石 t100 土間配筋 D10 φ150 シングル SUS床見切り設置 W=35 小便器前汚垂れ陶板敷設 D=600 テーパー加工共	床材巻上 H=100 アルミ見切り設置	モルタル金コ下地処理の上メラミン化粧板貼り t3 小便器前のみLGS+ラワン合板 t15 メラミン面台 t25	LGS下地化粧石膏ボード t9.5 新設 塩ビ廻り縁新設 天井点検口新設(男女便所) 2ヶ所
多目的 便所	ト化用防滑性ビニル床シート貼 t2.0 タイルハリス t10 土間コ t150, 再生砕石 t100 土間配筋 D10 φ150 シングル	床材巻上 H=100 アルミ見切り設置	モルタル金コ下地処理の上メラミン化粧板貼り t3	LGS下地化粧石膏ボード t9.5 新設 塩ビ廻り縁新設 天井点検口新設 1ヶ所

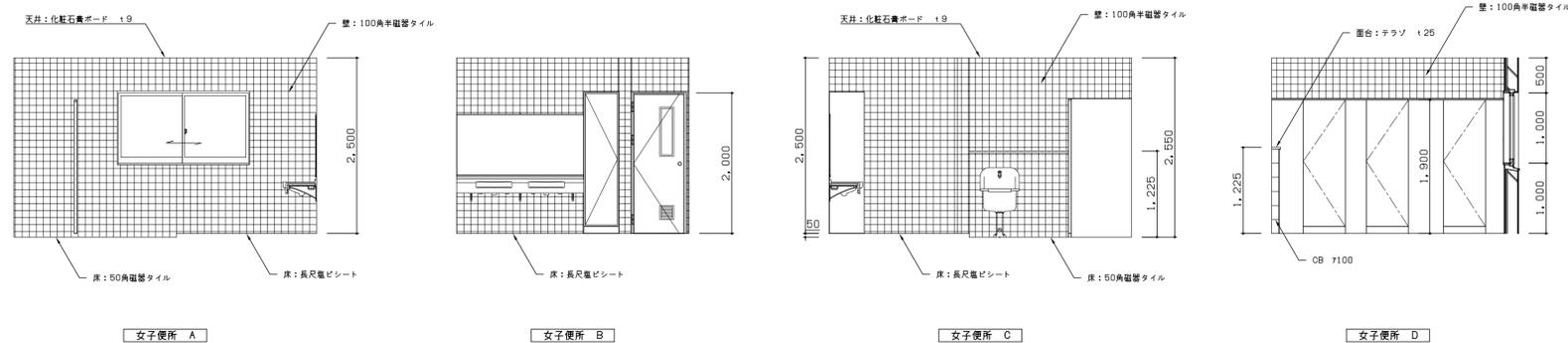
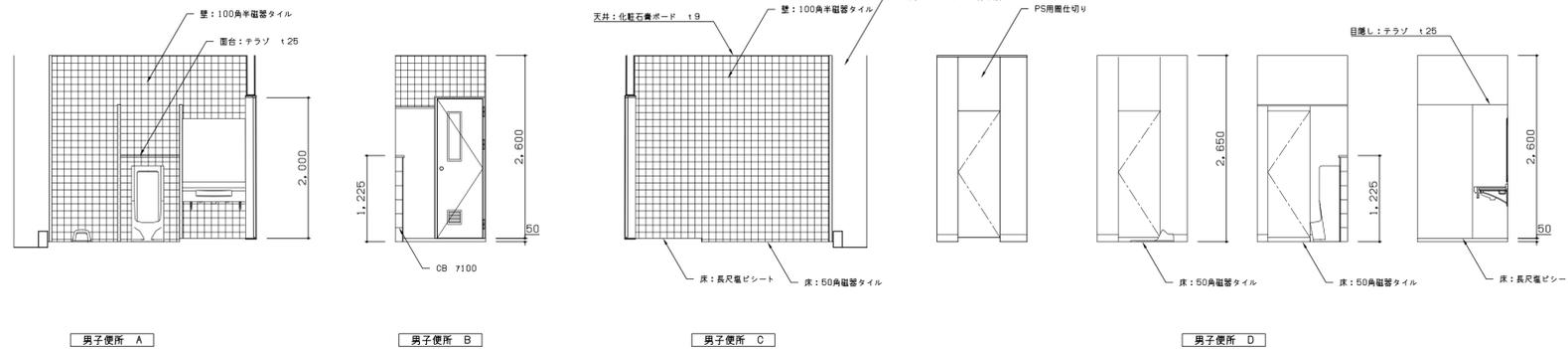
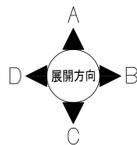


既設平面詳細図

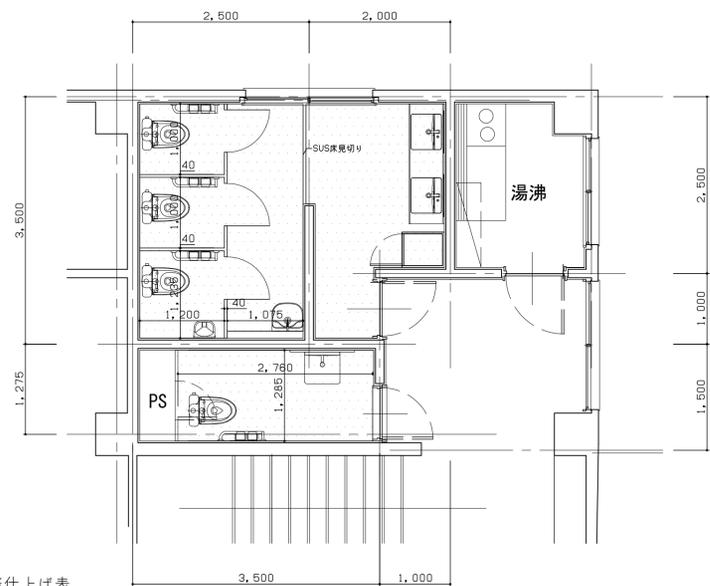


既設仕上り表

室名	床	巾木	壁(腰)	天井
便所 男女共	100角フローアール :土間コン全面撤去 路込 塩ビシート t2.0 TB上り框 100x100 :撤去	半磁器100角タイル H=100	100角デザインタイル 下地共全て撤去 :小便器前のみ下地CB共撤去 TB面台 125x25 :撤去処分	化粧石膏ボード t9 下地LGS共撤去処分

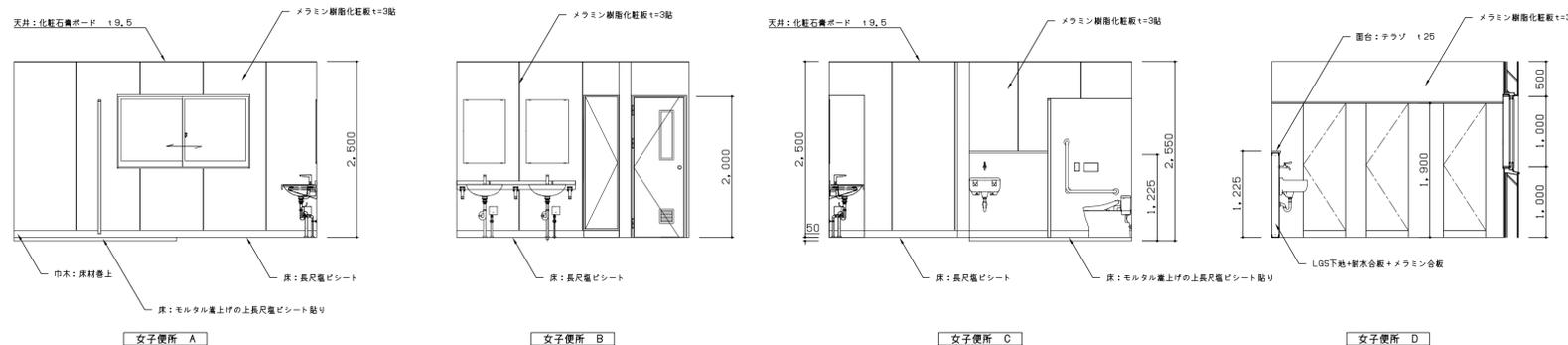
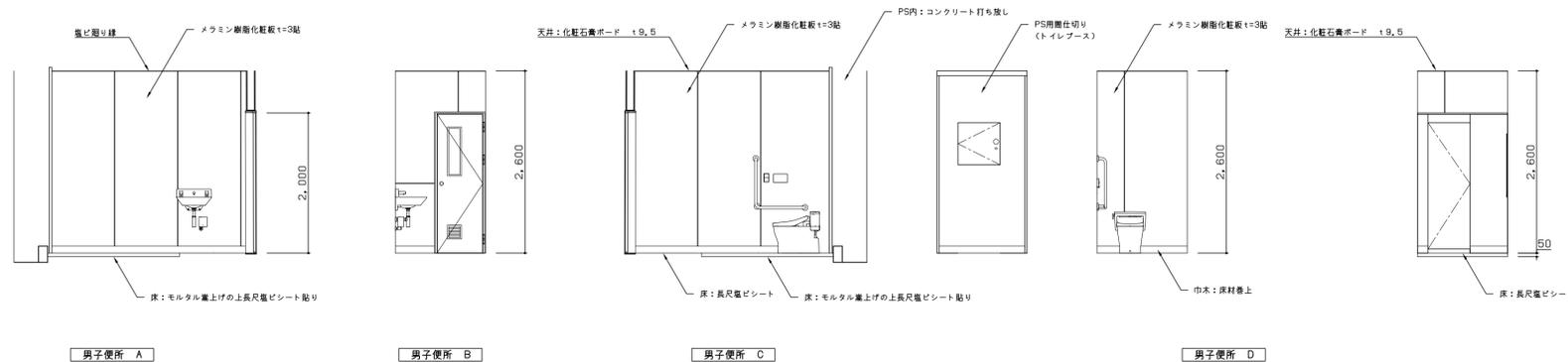
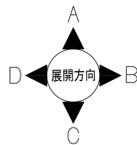


改修平面詳細図

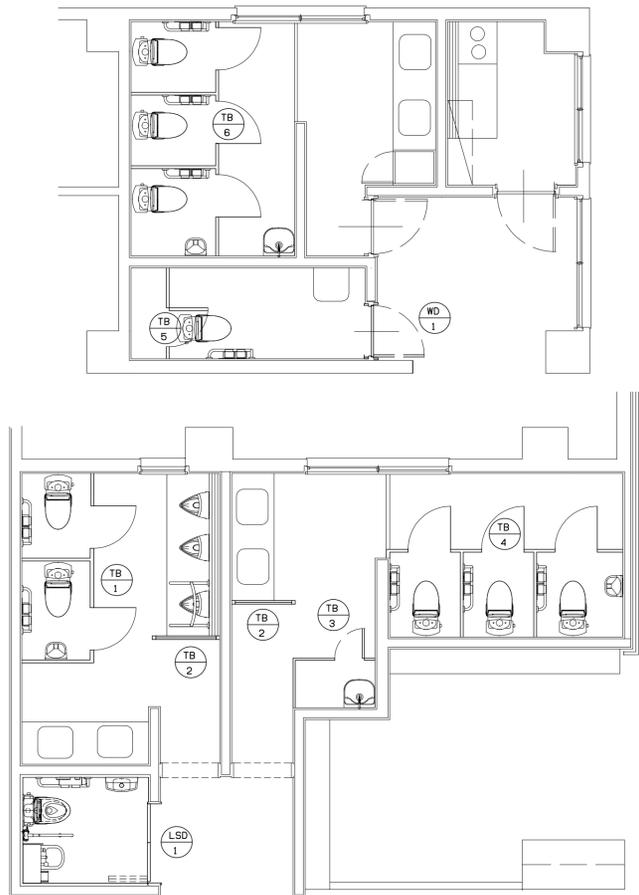


改修仕上り表

室名	床	巾木	壁(腰)	天井
便所 男女共	ト化用防滑性EVA床シート貼 t2.0 蓋上げモルタル t50程度 路込部 防滑塩ビシート貼替 t2.0	床材巻上 H=100 アルミ見切り設置	モルタル全コテ下地処理の上メラミン化粧板貼り t3 SK配管スペースのみLGS+ラワン合板 t15 メラミン面台 t25	LGS下地化粧石膏ボード t9.5 新設 塩ビ廻り縁新設 天井点検口新設(男女便所)2ヶ所 ※直下の天井も同様とする



建具配置図



天井伏せ図

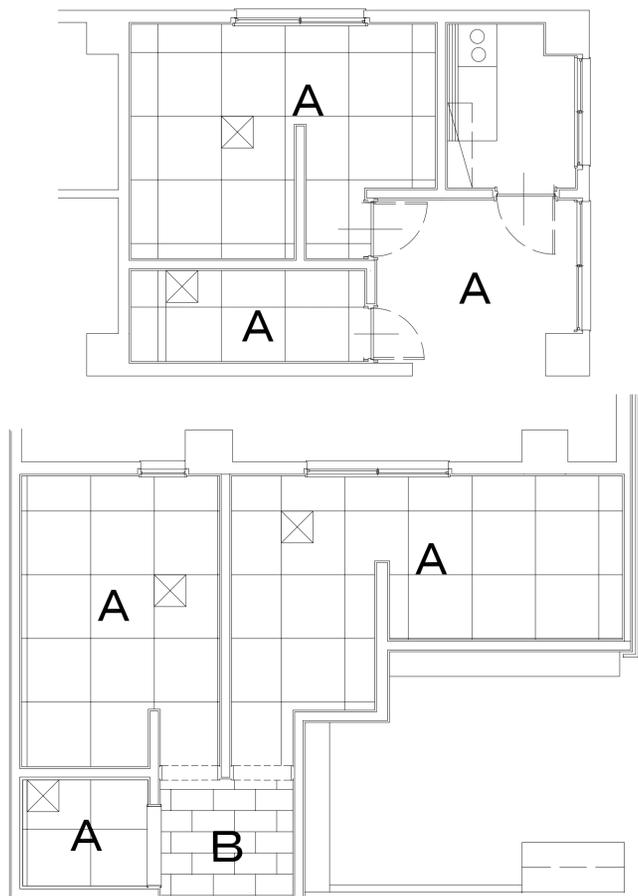
既設天井仕上げ凡例

記号	仕上げ材
A	化粧石膏ボード79 900角
B	岩綿吸音板79 (GB79) (分析必要建材)

改修天井仕上げ凡例

記号	仕上げ材
A	化粧石膏ボード79.5
B	岩綿吸音板79.5 (GB79.5)

☒ ※各室に天井点検口 1箇所新設
(位置は現地打ち合わせによる)

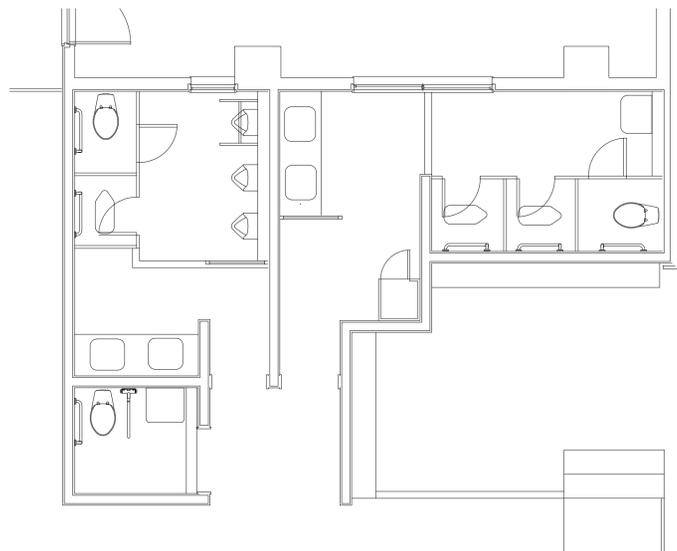


新設建具

記号・数量	TB 1 トイレブース 1ヶ所	TB 2 トイレブース (目隠し) 2ヶ所	TB 3 トイレ用具入れ 1ヶ所	TB 4 トイレブース 1ヶ所
形状				
室名	1F男子便所	1F男子便所、女子便所	1F女子便所	1F女子便所
材質	ハニカム芯メラミンフラッシュ	ハニカム芯メラミンフラッシュ	ハニカム芯メラミンフラッシュ	ハニカム芯メラミンフラッシュ
見込み	40mm	40mm	40mm	40mm
金物	表示錠、戸当り、アルミエッジ、丁番3枚 ステンレス巾木		表示錠、戸当り、アルミエッジ、丁番3枚 ステンレス巾木	表示錠、戸当り、アルミエッジ、丁番3枚 ステンレス巾木
記号・数量	TB 5 トイレブース 1ヶ所	TB 6 トイレブース 1ヶ所		LSD 1 2枚折れ戸 1ヶ所
形状				
室名	2F男子便所	2F女子便所		1F多目的便所
材質	ハニカム芯メラミンフラッシュ	ハニカム芯メラミンフラッシュ		軽量スチール 粉体塗装
見込み	40mm	40mm		
金物	シリンダー錠、アルミエッジ ステンレス巾木	シリンダー錠、アルミエッジ、丁番3枚 ステンレス巾木		型ガラス5mm スチール三方枠、PD、付属金物一式

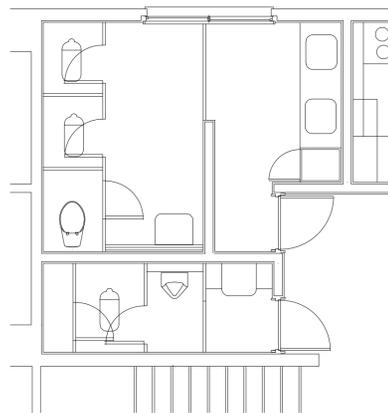
既設建具改修

記号・数量	WD 1 片開きフラッシュ戸 既設改修1ヶ所
形状	
室名	2F男子便所
材質	ポリエステル化粧合板
見込み	40mm
金物	型ガラス4mm スチール三方枠、アルミガラリ



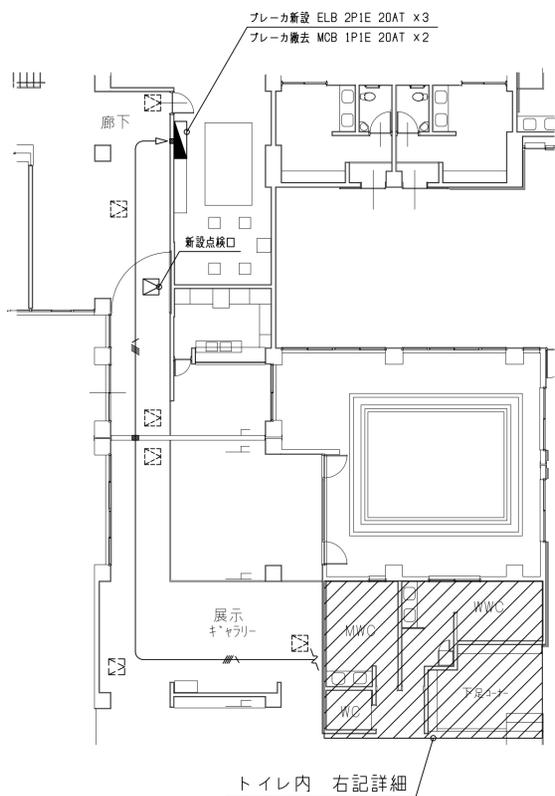
※現況トイレ内 コンセント設備無し

現況1F中央トイレ 平面詳細図 A1: 1/50 A3: 1/100

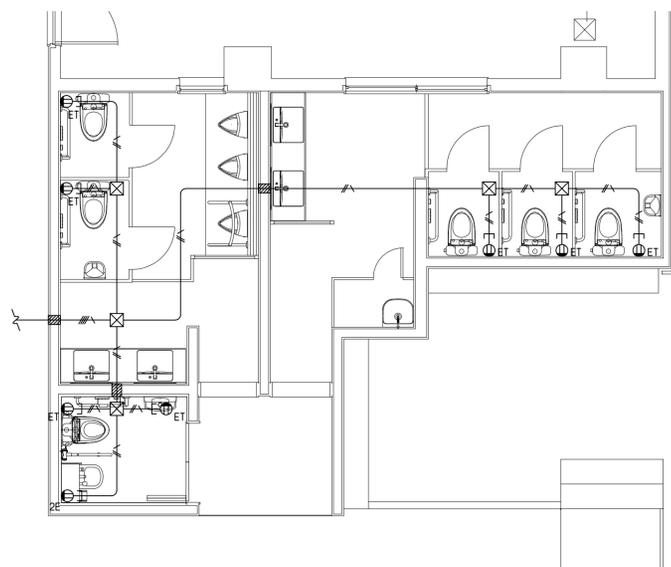


※現況トイレ内 コンセント設備無し

現況2F北トイレ 平面詳細図 A1: 1/50 A3: 1/100

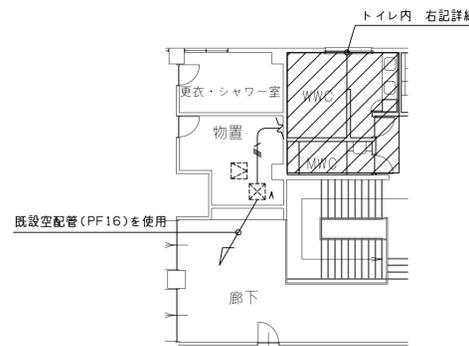


引込経路図(1F中央) A1: 1/150 A3: 1/300

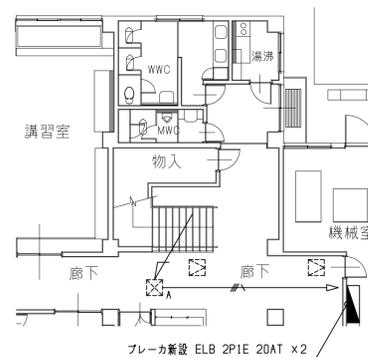


トイレ内詳細図 A1: 1/50 A3: 1/100

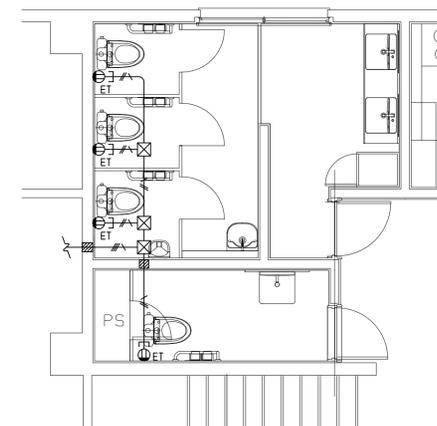
改修後1F中央トイレ 平面詳細図



引込経路図(2F北側) A1: 1/150 A3: 1/300



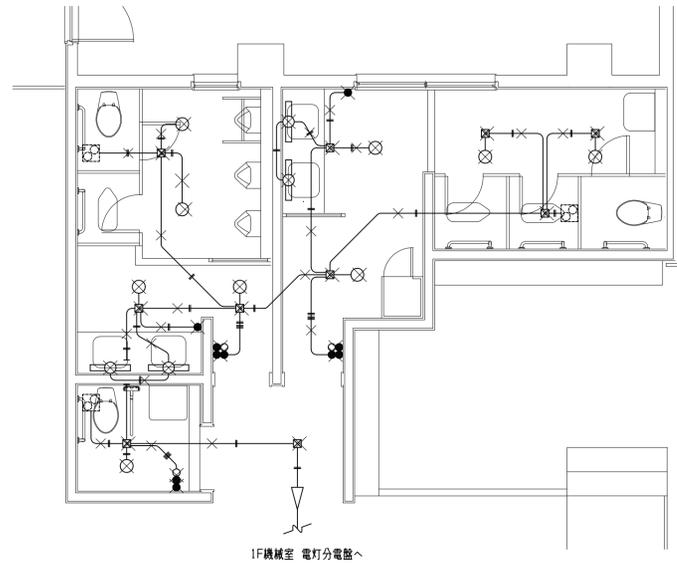
引込経路図(2F北側) A1: 1/150 A3: 1/300



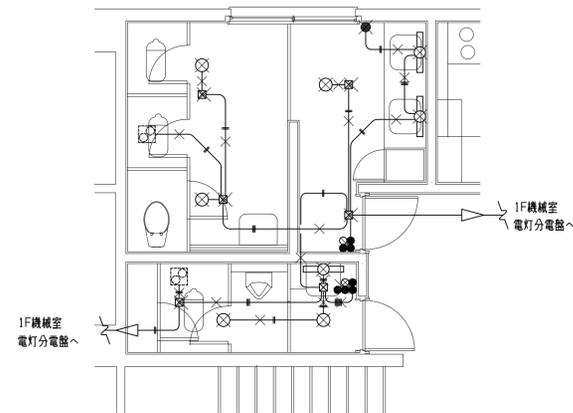
トイレ内詳細図 A1: 1/50 A3: 1/100

改修後2F北トイレ 平面詳細図

凡例・その他	
特記事項	
⊙ _{ET}	埋込コンセント 2P15A×1 接地端子付
⊙ _{2E}	埋込コンセント 2P15A×2 接地端子付
⊠	アウトレットBOX
⊠ _A	既設プルボックス
—/—	EM-EEF 2.0 - 3C 天井内コロガシ配線
—/—/—	EM-EEF 2.0 - 3C ×2 天井内コロガシ配線
—/—/—/—	EM-EEF 2.0 - 3C ×3 天井内コロガシ配線
▨	壁貫通
⊠	既設点検口
⊠	新設点検口
埋込コンセントは天井より露出立下り(メタルモールA型)とする。	



現況1F中央トイレ 平面詳細図 A1: 1/50 A3: 1/100



現況2F北トイレ 平面詳細図 A1: 1/50 A3: 1/100

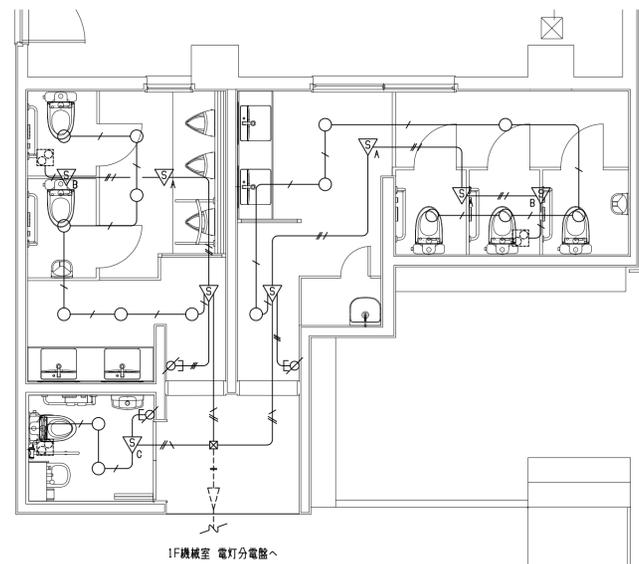
電灯設備リスト (撤去・処分)

No.	名称	品番	1F中央トイレ		2F北トイレ		仕様・付属品等
			男子	女子	多目的	男子	
1	ウォールライト	NW41848	2	2	1	2	壁付型 40W 1灯形
2	ダウンライト	HLA1277T	4	4	1	2	埋込型 φ150 27W

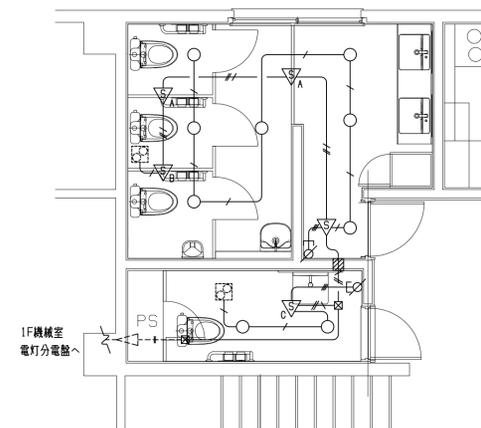
凡例・その他

特記事項	
— —	IV 1.6 × 2 (E19)
— —	IV 1.6 × 3 (E19)
— —	IV 1.6 × 4 (E25)
— —	IV 1.6 × 5 (E25)
— —	IV 1.6 × 6 (E25)
☒	アウトレットBOX
×	撤去

*天井換気扇本体は機械工事図面を参照のこと。



改修後1F中央トイレ 平面詳細図 A1: 1/50 A3: 1/100



改修後2F北トイレ 平面詳細図 A1: 1/50 A3: 1/100

電灯設備リスト (新設)

No.	名称	参考品番	1F中央トイレ		2F北トイレ		仕様・付属品等
			男子	女子	多目的	男子	
1	LEDダウンライト	XND0639WNLE9	7	7	2	2	埋込型 φ100 60W相当

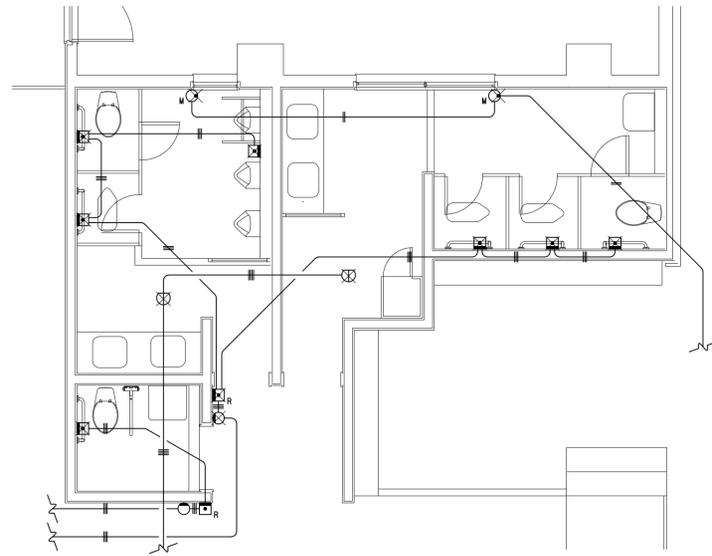
凡例・その他

特記事項	
—//—	EM-EEF 2.0 - 3C(1E) 天井内コログシ配線
—//—	EM-EEF 1.6 - 2C + 3C(1E) 天井内コログシ配線
—//—	EM-EEF 1.6 - 3C(1E) 天井内コログシ配線
—//—	EM-EEF 1.6 - 3C 天井内コログシ配線
⊙	操作ユニット 15A 250V AC WTC5822W (FL+1800)
▽	人感センサー(親器) 8A 100V AC WTK24818
▽	人感センサー(子器) 12V DC WTK2910K
▽	人感センサー(子器) 1A 100V AC WTK29318 換気扇連動用
▽	人感センサー(親器) 100V AC WTK2604 換気扇連動用
☒	アウトレットBOX
⊞	壁貫通

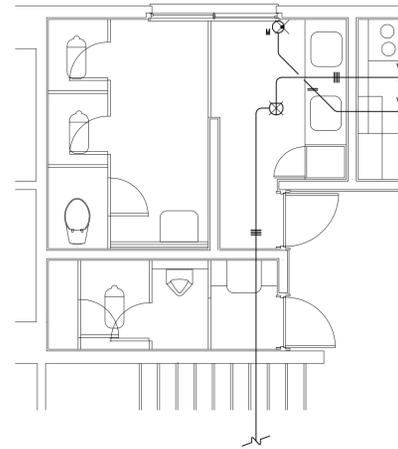
操作ユニットの配線は天井より露出立下り(メタルモールA型)とする。

*天井換気扇本体は機械工事図面を参照のこと。

*アウトレットBOX内にてコンセント回路の接地線と接続のこと。

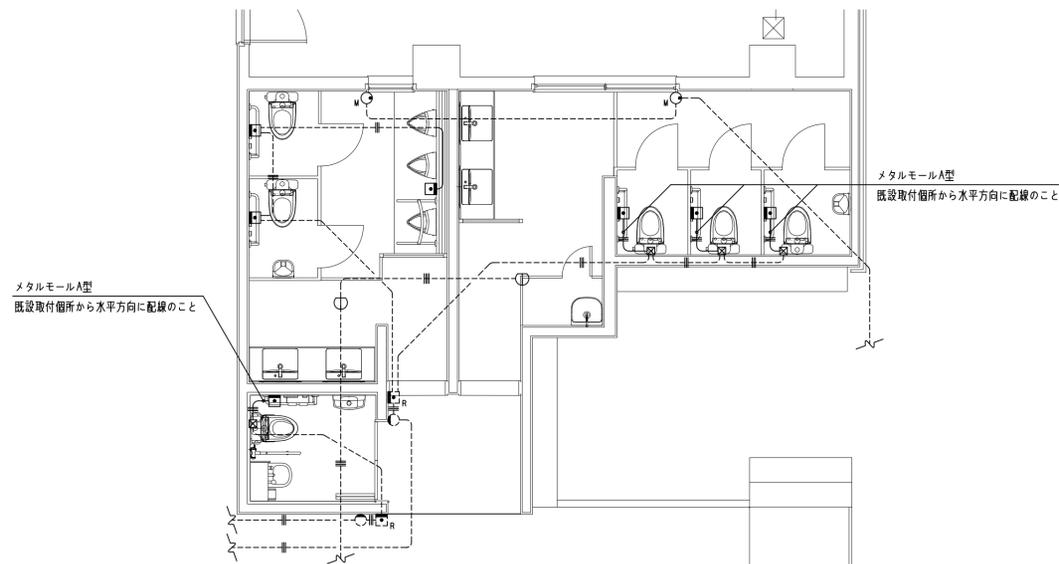


現況1F中央トイレ 平面詳細図 A1: 1/50 A3: 1/100

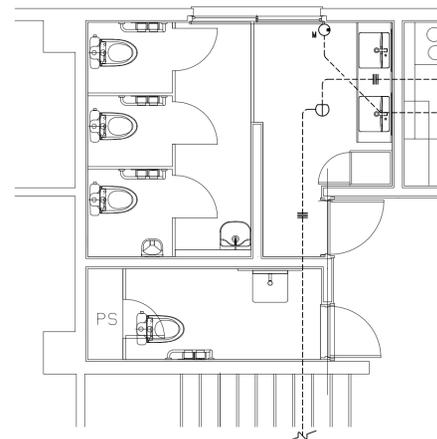


現況2F北トイレ 平面詳細図 A1: 1/50 A3: 1/100

凡例・その他	
特記事項	
☒	マクセルスイッチ(警備用窓開閉センサー)
⓪	定温式ｽｽﾞｯｸ型感知器(防水形)
Ⓛ	呼出ボタン
Ⓛ _R	復帰ボタン
⓪	呼出表示灯
×	脱着(再利用)
—■—	IV1.2 × 4 (E19) 自火報
—■—	IV1.2 × 3 (E19) 呼出装置
—+—	AE1.2 - 2C (E19) 警備



改修後1F中央トイレ 平面詳細図 A1: 1/50 A3: 1/100

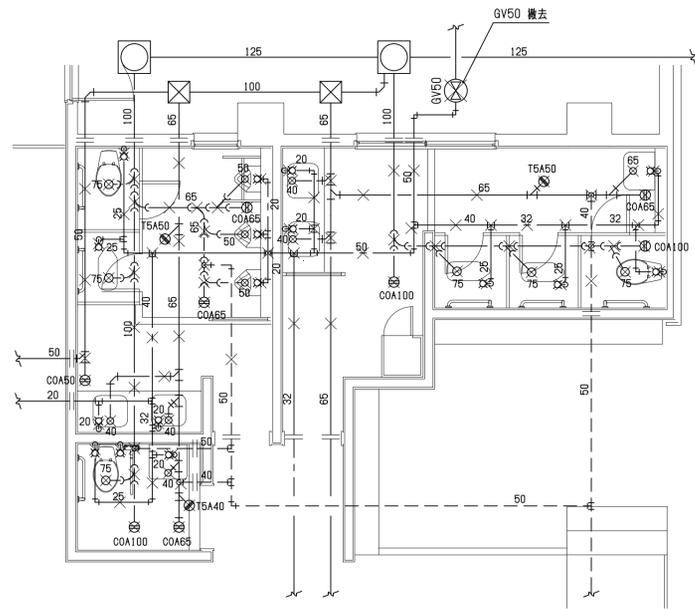


改修後2F北トイレ 平面詳細図 A1: 1/50 A3: 1/100

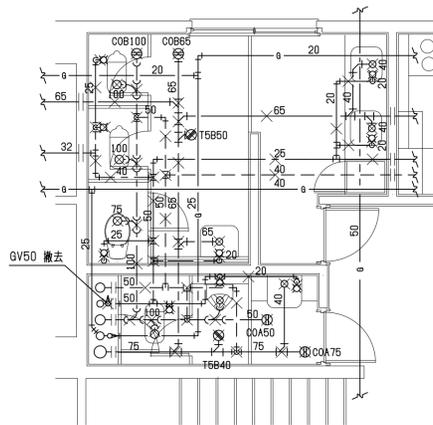
凡例・その他	
特記事項	
☒	マクセルスイッチ(警備用窓開閉センサー)
⓪	定温式ｽｽﾞｯｸ型感知器(防水形)
Ⓛ	呼出ボタン
Ⓛ _R	復帰ボタン
⓪	呼出表示灯
—■—	IV1.2 × 4 (E19) 自火報
—■—	IV1.2 × 3 (E19) 呼出装置
—+—	AE1.2 - 2C (E19) 警備

*破線部は既設残置とする

注記
機器類は全て脱着・再利用とする。



現況1F中央トイレ 平面詳細図 A1: 1/50 A3: 1/100



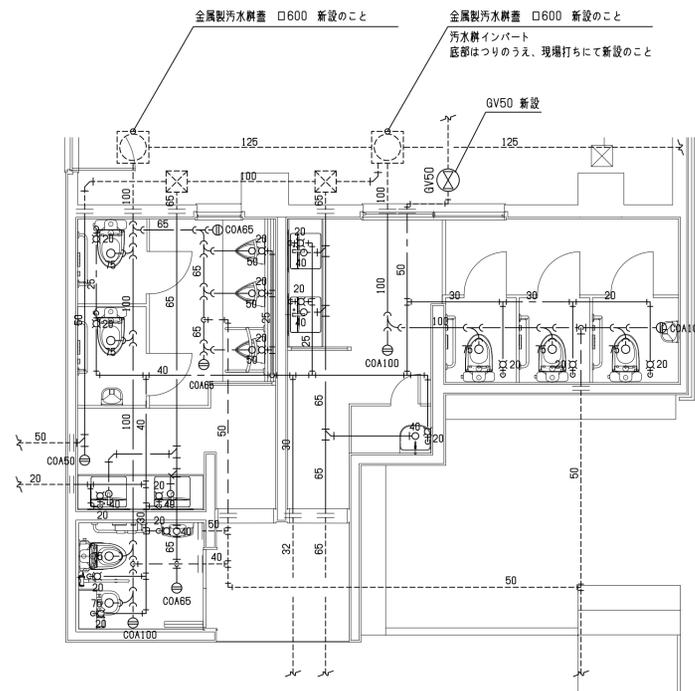
現況2F北トイレ 平面詳細図 A1: 1/50 A3: 1/100

衛生器具リスト (撤去・処分)

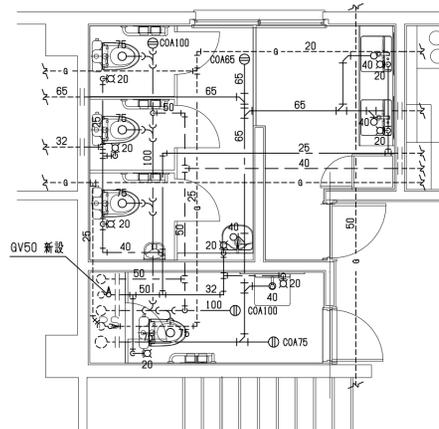
No.	名称	品番	1F中央トイレ		2F北トイレ		仕様・付属品等	
			男子	女子	多目的	男子		女子
1	和風大便器	C750	1	2		1	2	
2	洋風大便器	C716	1	1			1	
3	洋風大便器	C716			1			多目的トイレ用
4	小便器	U307	3			1		
5	洗面カウンター		1					幅1770mm、水栓×2、大型鏡×1、洗面器×2
6	洗面カウンター		1					幅1810mm、水栓×2、大型鏡×1、洗面器×2
7	洗面カウンター					1		幅850mm、水栓×1、化粧鏡×1、洗面器×1
8	洗面カウンター					1		幅1695mm、水栓×2、大型鏡×1、洗面器×2
9	洗面器	L103D			1			多目的トイレ用
10	電気温水器				1			多目的トイレ用
11	傾斜鏡				1			多目的トイレ用
12	掃除用流し	SK22A		1			1	
13	紙巻器		2	3	1	1	3	
14	手すり		2	3	1			大便器用 L型
15	手すり				1			大便器用 跳ね上げ式
16	手すり		1					小便器用
17	床上掃除口	COA50	1			1		
18	床上掃除口	COA65	2	1	1			
19	床上掃除口	COA75					1	
20	床上掃除口	COA100		2	1			
21	床上掃除口	COB65					1	
22	床上掃除口	COB100					1	
23	床排水トラップ	T5A-40				1		
24	床排水トラップ	T5A-50	1	1				
25	床排水トラップ	T5B-40					1	
26	床排水トラップ	T5B-50					1	

凡例・その他

記号	名称
— — — —	給水管 PA(埋設:PD)
— — — —	汚水管 VP
— — — —	雑排水管 VP
— — — —	通気管 VP
— — — —	切断箇所
×	撤去



改修後1F中央トイレ 平面詳細図 A1: 1/50 A3: 1/100



改修後2F北トイレ 平面詳細図 A1: 1/50 A3: 1/100

衛生器具リスト (新設)

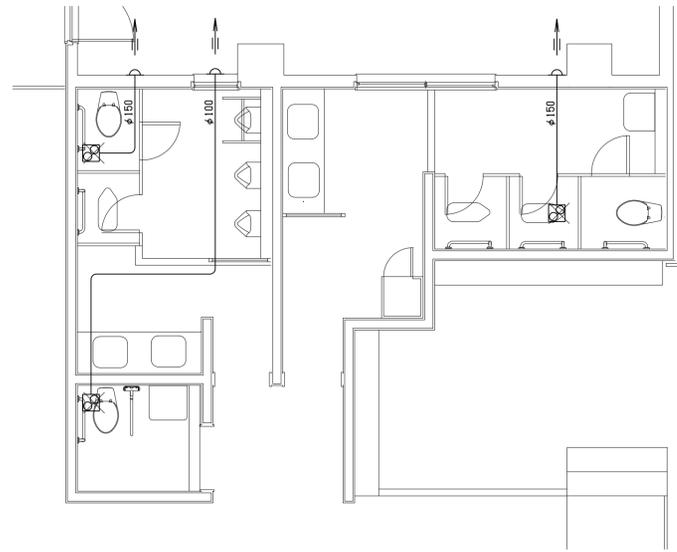
No.	名称	参考品番	1F中央トイレ		2F北トイレ		仕様・付属品等	
			男子	女子	多目的	男子		女子
1	洋風大便器	CFS498B	2	3		1	3	暖房洗浄便座:TCF5534AU
2	洋風大便器	CFS498BYLC			1			暖房洗浄便座:TCF5554AUP
3	小便器	UFS900WR	3					壁掛形、自己発電型
4	洗面カウンター	MK50C1770≒PA13W	1					発電式自動水栓:TLE25SS1W×2、化粧鏡:YM6090F×2、洗面器×2
5	洗面カウンター	MK50C1810≒PA13W		1				発電式自動水栓:TLE25SS1W×2、化粧鏡:YM6090F×2、洗面器×2
6	洗面カウンター	MK50C1695≒PA13W					1	発電式自動水栓:TLE25SS1W×2、化粧鏡:YM6090F×2、洗面器×2
7	洗面器	LSB135BN				1		発電式自動水栓:TENA125AW、化粧鏡:YM4575F
8	洗面器	LSE870BSR			1			自動水栓:TEL592BR、化粧鏡:YM4575F
9	多目的流し	SK500		1				床排水、水栓:T200BSQ13C
10	多目的流し	SK500					1	壁排水、水栓:T200BSQ13C
11	オストメイトバック	UAS81RSB2NW			1			側板:UTR141
12	紙巻器	YH702	2	3	1	1	3	横付2連式
13	手すり	T112CL10	2	3	1	1	3	大便器用 L型
14	手すり	T112HK7R			1			大便器用 跳ね上げ式
15	手すり	T112CU22	1					小便器用
16	背もたれ	EWC283CR			1			大便器用
17	ベビーチェア	YKA15S	1	1			1	平面設置タイプ
18	床上掃除口	COA50	1					
19	床上掃除口	COA65	2	1	1			
20	床上掃除口	COA75					1	
21	床上掃除口	COA100		2	1	1	1	

凡例・その他

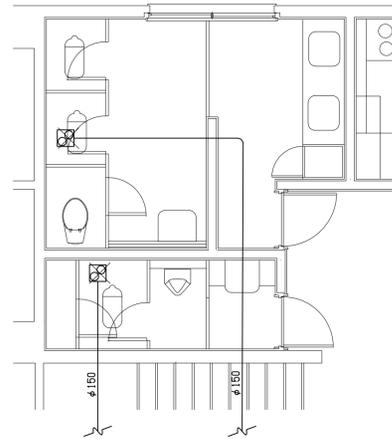
記号	名称
— — — —	給水管 H1VP
— — — —	汚水管 VP
— — — —	雑排水管 VP
— — — —	通気管 VP
— — — —	接合箇所
— — — —	新設仕切弁 JIS-10K
— — — —	現況残置

注記

トイレ内の既設配管を全て撤去し、新設とする。ただし壁内埋込等で他に管路が無い場合は一部再利用とする。
 新設器具に合わせて貫通孔を設けること。ただし既設貫通孔の再利用は可とする。
 不要貫通孔はモルタルにて埋めること。
 不要管は可能な限り撤去の上、キャップ止め施工とする。(露出キャップは化粧仕上げとする)
 参考品番 同等品以上(記載以外の必要部材1式未満)のこと。
 衛生器具の仕様(色柄・寸法・配管方向等)は、監督員および施設担当者との協議を行い決定すること。
 器具の取付部分の補強も本工事とし、事前に打ち合わせを行い補強箇所の確認を行うこと。



現況1F中央トイレ 平面詳細図 A1: 1/50 A3: 1/100



現況2F北トイレ 平面詳細図 A1: 1/50 A3: 1/100

換気設備リスト (撤去・処分)

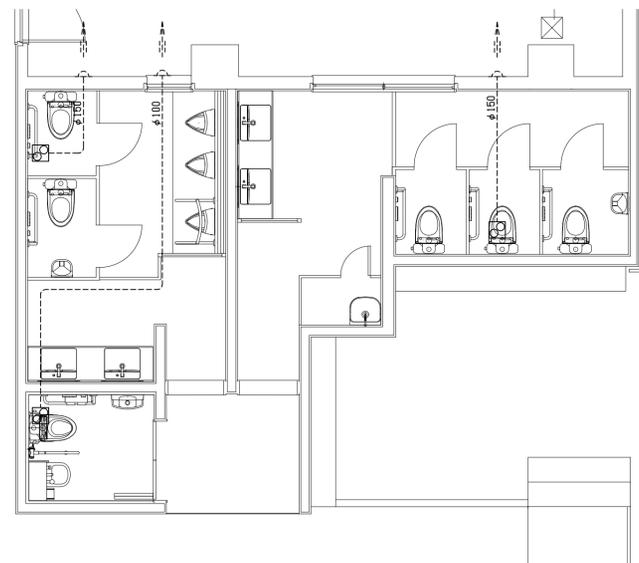
No	名称	品番	1F中央トイレ		2F北トイレ		仕様、付属品等
			男子	女子	多目的	男子	
1	天井換気扇	VD-15ZS			1		埋込型 風量:135m ³ /h 羽根径:14cm 外径:φ100
2	天井換気扇	VD-20ZS-B	1	1		1	埋込型 風量:390m ³ /h 羽根径:18cm 外径:φ150
2	天井換気扇	VD-18ZS-B				1	埋込型 風量:270m ³ /h 羽根径:18cm 外径:φ150

凡例・その他

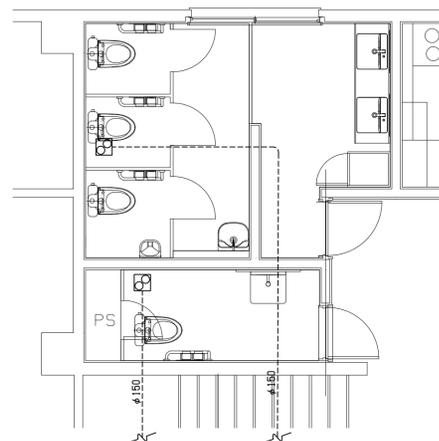
特記事項
✕ 撤去
☒ 天井換気扇

注記

天井内のダクトは既設残置とする。



改修後1F中央トイレ 平面詳細図 A1: 1/50 A3: 1/100



改修後2F北トイレ 平面詳細図 A1: 1/50 A3: 1/100

換気設備リスト (新設)

No	名称	参考品番	1F中央トイレ		2F北トイレ		仕様、付属品等
			男子	女子	多目的	男子	
1	天井換気扇	VD-15Z13			1		埋込型 風量:175m ³ /h 羽根径:14cm 外径:φ100
2	天井換気扇	VD-20ZB13	1	1		1	埋込型 風量:400m ³ /h 羽根径:18cm 外径:φ150
3	天井換気扇	VD-18ZB13				1	埋込型 風量:310m ³ /h 羽根径:18cm 外径:φ150

凡例・その他

特記事項
☒ 天井換気扇

*破線部は既設残置とする

注記

新設機器とダクトの接続の際には適宜延長・切断・補修を行うこと。